

名古屋市多文化共生推進プラン

ことば くらし ちいき

～3つのきずなづくりに向けた指針～

平成 24(2012)年 3 月

名 古 屋 市

目次

はじめに	1
1. プラン策定方針	2
1-1 プランについて	2
1-2 計画期間	2
2. 基本的な考え方	3
2-1 多文化共生推進の意義	3
2-2 プランの目標と施策の方針	4
3. 施策の展開	6
施策方針3-1 コミュニケーション支援	6
3-1-1 地域における情報の多言語化	6
3-1-2 日本語及び日本社会に関する学習支援	8
3-1-3 防災	10
施策方針3-2 生活支援	12
3-2-1 居住	12
3-2-2 教育	13
3-2-3 労働環境	15
3-2-4 保健・医療・福祉	16
施策方針3-3 多文化共生の地域社会づくり	18
3-3-1 地域社会に対する意識啓発	18
3-3-2 外国人市民の自立と社会参画	20
4. プラン推進に向けて	22
4-1 実施計画の策定	22
4-2 庁内における推進体制の整備	22
4-3 関係機関との連携	22
資料編	23

はじめに

名古屋市は、ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中核都市として、また商業の中心地として、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元（1989）年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人登録者数は、平成22（2010）年末時点で67,154人であり、人口の約3%を占める割合となっています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々もみうけられます。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことのできる多文化共生のまちづくりは、名古屋市が、市民の国際感覚を醸成し、世界にひらかれた都市としての役割を果たすことと、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名古屋」の実現の趣旨にも合致するものです。

名古屋市ではこれまで、「名古屋市基本構想」に基づく「名古屋新世紀計画2010」のもと、地域で生活する外国人市民が地域社会の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を生じることがなく安心して生活できる、外国人市民が暮らしやすいまちづくりを推進してきました。また新たな総合計画である「中期戦略ビジョン」においては、多文化共生のまちづくりを推進することとしています。

名古屋市は、市域内における外国人市民に最も近い行政窓口として、また、外国人市民を直接支援する主体として、多文化共生にかかる個別具体的な取り組みを行ってきましたが、全市的に外国人市民が増加する中で、多文化共生を推進するための取り組みは、地域のニーズを踏まえ、市民生活全般に係るものとして全庁的に推進していくことが必要となってきました。そこで、総合的かつ体系的に多文化共生施策を推進していくための指針として「名古屋市多文化共生推進プラン」（以下、プランという。）を策定しました。

1. プラン策定方針

1-1 プランについて

(1) プランの位置付け

プランは、「名古屋市基本構想」のもと策定された市総合計画を踏まえて、異なる文化や習慣を互いに理解しあい、外国人市民が地域の一員として安心して暮らせる社会を実現するために、名古屋市の今後の方針や考え方を明確にした個別計画です。プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画等における外国人市民に係る取り組みと整合性をはかりながら、体系的かつ総合的に進めるための指針として策定しました。

指針であるプランを具体的施策に反映し、その進行管理及び評価を行うために、平成24（2012）年度に実施計画を策定します。

(2) 策定までの経過

プラン策定に先立ち、平成22（2010）年9月に、名古屋市外国人市民アンケートを実施し、外国人市民の現状や課題、ニーズの把握を図りました。

平成23（2011）年6月から、学識経験者等から意見を聴くため、名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会を設置し、多文化共生施策の現状、課題、方向性やあり方に関する検討を進めました。

平成23（2011）年7月には、市政アンケートにおいて、市民の外国人に対する意識について調査いたしました。さらに、平成23（2011）年9月には、多文化共生にかかわる団体へのアンケート調査をおこない、意見をいただきました。

1-2 計画期間

このプランの期間は、平成24（2012）年度から平成28（2016）年度までの5年間とします。計画期間中に、国際社会の動向や、国における多文化共生に係る方針など、多文化共生施策をとりまく状況の変化があった場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じて、見直します。

2. 基本的な考え方

2-1 多文化共生推進の意義

(1) 外国人市民の権利の保障

多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等に掲げられている外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

(2) 世界にひらかれた主要都市としての役割

外国人市民と日本人市民との交流・共生を通じて、国際感覚の醸成が図られることにより、世界にひらかれた主要都市としての役割を果たすことができます。

(3) 地域社会の活性化

世界にひらかれた地域社会づくりを推進することによって、地域の魅力向上や、国際性豊かな人材が育成されることにより、地域社会の活性化がもたらされます。また、孤立しがちな外国人市民の地域における交流に取り組むことは、人間関係が希薄になりがちな地域社会の再生にもつながります。

(4) 安心・安全で快適なまちづくりの推進

外国人市民が日本の法令や習慣に対する理解を深めることを支援し、地域のルールを守ることや、果たすべき義務への理解を促すことにより、誰もが安心、安全で快適な生活ができるまちの実現につながります。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

日本語や日本文化の理解が不十分な外国人市民に対し、「やさしい日本語」の使用などをはじめとした、分かりやすい情報提供を進めることは、誰にとっても分かりやすいユニバーサルデザインのまちづくりにつながります。

2-2 プランの目標と施策の方針

【基本目標】

多文化共生社会の実現に向けた3つのきずなづくり。

- － 言葉のきずな －
- － 暮らしのきずな －
- － 地域のきずな －

【施策の方針】

(1) コミュニケーション支援（言葉のきずな）

日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、必要な情報や行政サービスを受けられないことがないよう、情報の多言語化や日本語の学習支援に努めます。また、災害時に備え、日頃から外国人市民と日本人市民が助け合い、対処することができる体制づくりを目指します。

(2) 生活支援（暮らしのきずな）

外国人市民が、安心・安全で快適な生活をするように、地域において生活する上で必要となる基本的な環境を整えるため、生活支援の充実に努めます。

(3) 多文化共生の地域社会づくり（地域のきずな）

外国人市民が、その権利が保障されるとともに、地域社会の構成員として、その役割・義務を果たし、地域を支える担い手となることができるように、外国人市民が地域に溶け込み、社会参画ができるための環境づくりに努めます。

【基本施策の体系】

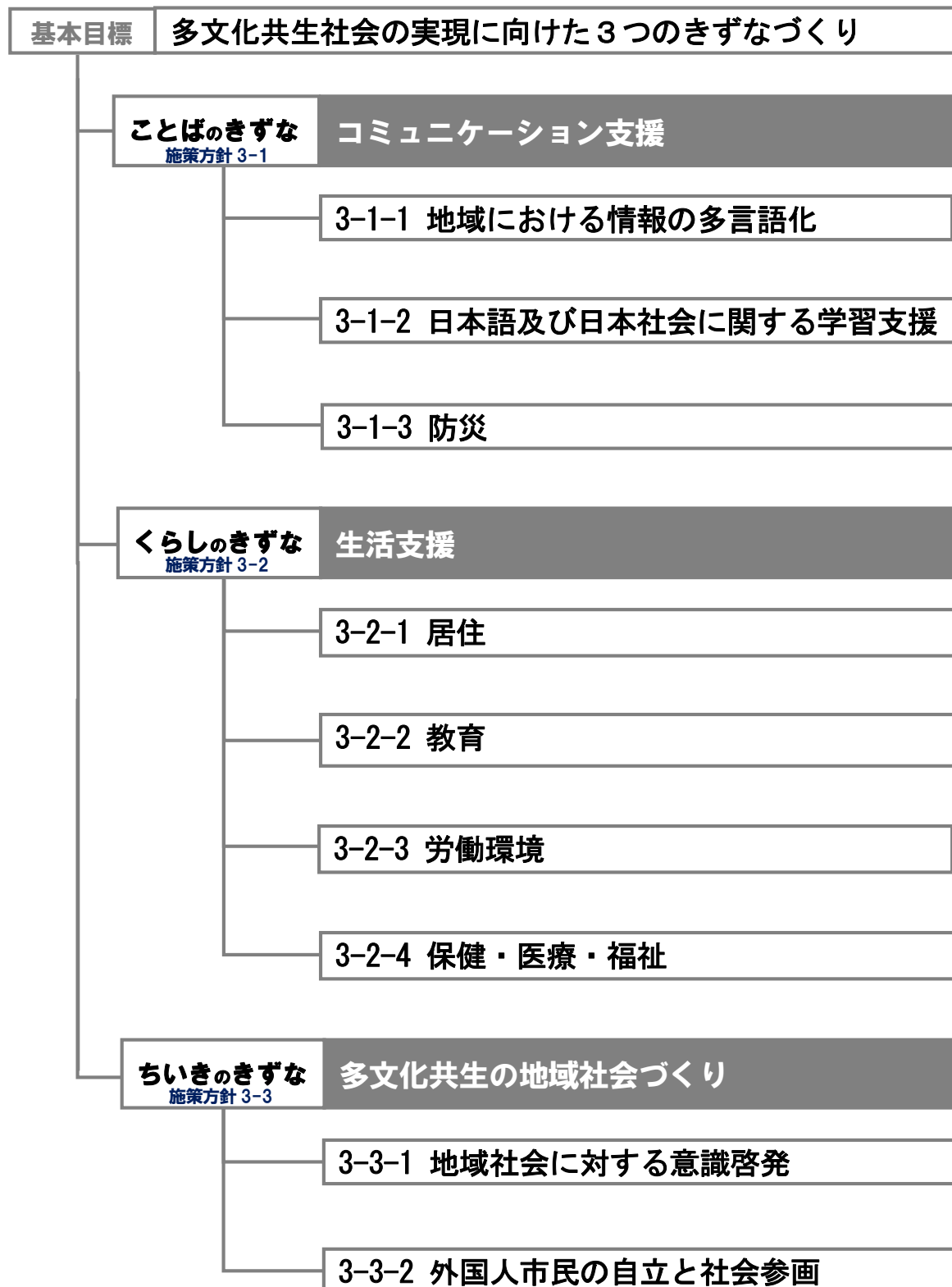
上記の3つの方針を施策に反映させるため、これを次のように体系化し、それぞれの現状と課題を整理した上で、名古屋市の基本施策の方向性を打ち出します。

※多文化共生社会とは……

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる社会」

と定義します。

施策方針と基本施策の体系



※行頭に記載してある番号は「3. 施策の展開」における番号

3. 施策の展開

施策方針3-1 コミュニケーション支援

3-1-1 地域における情報の多言語化

【現状と課題】

- 外国人市民が、地域社会の一員として、安心・安全で快適な生活ができるようにするためには、行政・生活情報の提供を受けられることや、日常生活における不安や困ったことを相談ができる環境づくりが必要です。
- 名古屋市は、外国人市民向けの教育、福祉、防災などの行政・生活情報を、市公式ウェブサイトやパンフレット等の多言語化により提供してきました。
- また、名古屋国際センターにおける市政・法律・税務相談など多言語による各種相談窓口や、語学ボランティア等による通訳・翻訳を進めてきました。
- しかし、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、日本語能力が不十分な外国人市民が、名古屋市の生活情報を入手する場合は、**外国語版市公式ウェブサイトや公的な窓口よりも、同じ国籍の友人から入手する割合が最も多くなっている一方で、外国人市民向けに日常生活に役立つ情報を掲載した多言語の小冊子「名古屋生活ガイド」を知っている人の割合は35%と少ないのが現状です。**
- 一方、日本語を読む能力については「**不自由なく読める**」「**読むのには、ほとんど困らない**」が38%である一方、「**ひらがな、カタカナなら読める**」が13%「**簡単な漢字、ひらがな、カタカナが読める**」が35%となっており、外国人にも分かりやすい「**やさしい日本語**」の使用が求められています。
- 外国人市民に、より正確な行政情報を提供するためには、現状の取り組みを充実させ、その周知を図るとともに、外国人市民のネットワークを利用するなど、より効果的・効率的でわかりやすい情報提供のあり方を検討する必要があると考えられます。

【施策の方向】

基本施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供

- 行政サービスや生活情報、地域での催しなど、多文化共生に関わる情報を集約したウェブサイトの開設や、外国人市民向けメールマガジンなど、多様な言語・多様な手段による情報提供を進め、その周知を図ります。
- 多様なメディア、日本語教室、外国人市民のキーパーソンとの連携による情報提供のあり方の検討や、外国人市民が集まる機会を活用した市政ガイダンスの実施など、効果的・効率的な情報提供ルートの充実に努めます。
- 「やさしい日本語」を使った情報提供を進めます。

基本施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実

- 日本語能力が不十分な外国人市民への対応のため、最も身近な行政窓口である区役所をはじめとする行政機関や各種相談窓口が、外国人市民にとって利用しやすくなるよう、行政情報の翻訳、通訳の配置や、名古屋国際センターをとおしたトリオホン(3者通話)システムの活用など、それぞれの地域の実情に応じ、必要な手段を検討します。

基本施策③ NPO等や外国人市民との連携・協働

- 多文化共生に関わるNPO・ボランティアや外国公館、大学等へ行政情報を提供することによる連携・協働や、外国人市民と積極的に連携し、ネットワークを通じた情報提供のあり方を検討します。

3-1-2 日本語及び日本社会に関する学習支援

【現状と課題】

- 日本語能力が不十分であると、居住・教育・労働をはじめ、様々な場面で支障が生じるため、外国人市民が自立した地域の一員として暮らすためには、日本語能力を習得する必要があります。
- 「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、「単語がわかる程度」・「ほとんどできない」という日本語に不自由な人が、31%みられます。また、日本語が「ほとんどできない」人は、日本での通算滞在年数が2年未満の人に多い傾向があります。
- 名古屋市内では、NPO・ボランティア等の民間による教室や、名古屋国際センターにおいて、20以上の日本語教室が開催されていますが、同アンケート調査によると、日本語がほとんどできないにもかかわらず、日本語教室に通っていない人が50%以上となっており、日本語教室における、学びやすい環境づくりが課題です。
- また、日本語を勉強していない理由として、「日本語ができるから」に次いで「勉強をする時間がないから」が多くなっており、就労している外国人市民のために、雇用している企業の理解と協力を得ることも必要となっています。
- また、「平成23年度第1回市政アンケート調査結果」によると、外国人市民が生活しにくい状況が発生していることについて、市民はその原因を「お互いに文化・習慣・宗教の違いを認識・理解していないため」や「外国人市民が、日本で生活する上でのルール・習慣を知らないため」などと考えており、外国人市民に対する日本社会に関する学習支援が課題となっています。

【施策の方向】

基本施策① 日本語及び日本社会に関する学習機会の充実

- 名古屋国際センターにおける日本語教室において、日常生活で最低限必要な日本語の学習支援に努めます。
- 外国人市民に対して、地域における生活ルール、日本の文化・伝統などを早期に理解してもらうための効果的な学習機会を設けるため、地域において日本語とともに日本社会の習慣等を学ぶ場づくりや、日本人市民と外国人市民との交流の場づくりのための効果的な方法を検討します。
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」に基づき、外国人労働者が日本語教育・日本の文化や習慣等についての理解を深める機会の提供などを、企業に対し促します。

基本施策② 日本語学習支援の仕組みの充実

- 日本語を学習したい時の相談先として、名古屋国際センターや、小中学校に在籍して

いる児童生徒に係る相談先として、日本語教育相談センターにおける取り組みを充実します。

○地域において活動する日本語ボランティアへの支援や、日本語学校、大学、企業、NPO等と連携し、日本語学習支援のあり方と仕組みづくりを検討します。

3-1-3 防災

【現状と課題】

- 外国人市民の災害に対する意識は、母国の文化や慣習、災害経験の違いや防災知識の不足などからそれぞれ異なります。さらに、外国人市民は、地域とのつながりが希薄な場合も多いため、災害時に孤立し、支援の手が届かないことになりやすい状態です。
- 名古屋市では、東海地震など防災対策についてのパンフレットを作成し、外国人市民に対する啓発を行うとともに、名古屋国際センターにおいて外国人市民の支援を行う災害語学ボランティアへの研修などを進めてきました。
- 一方「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」では、**84%が東海地震が起きることを知っている一方、「地震や台風への備えを特に決めたり準備したりしているものはない」が36%であり、滞在年数が5年未満と短い人や日本語がほとんどできない人ほどその割合が多くなっています。**
- 東日本大震災の被災地においては、外国人の避難誘導や一人ひとりの安否確認、避難所や自宅での生活支援、多言語による情報発信や相談センターの開設などの支援が、行政だけでなく、企業、NPO、ボランティア等により行われました。
- また、過去の災害の教訓として、平常時に使っていないツールは緊急時には活用できないということもあり、**災害時に使い方を忘れないような工夫も必要です。**
- 外国人市民の災害対策を行うためには、「やさしい日本語」や、多言語による情報提供はもちろん、平常時から、外国人市民に対して防災に関する啓発や情報提供を行うとともに、**地域やNPO・ボランティアまた外国公館等、関係機関との連携を含めて多様な対策を強化することが急務です。**また、外国人が被災した場合には、生活習慣の違いなどにも配慮した支援が求められます。

【施策の方向】

基本施策① 災害への備えと啓発

- 外国人市民のキーパーソンや、地域の日本語教室を通じて、起震車などを利用した体験学習機会を提供するなどの防災学習・防災訓練への外国人市民の参加促進に努めます。
- 地域における外国人市民を含めた要援護者への支援体制について、町内会などの地域コミュニティへの参加による助け合いの仕組みづくりにおいて取り組むことを促します。
- 大規模災害発生時の外国人市民の支援を充実するために、行政機関やNPO等との相互の広域的な連携を強化します。

基本施策② 災害時の通訳・各種ボランティアの育成・支援、連携・協働

- 通訳・翻訳などを行う外国人支援ボランティアが災害ボランティアと協力して活動する仕組みづくりのため、福祉や教育などの幅広い分野のNPO・ボランティア等が、災害時の備えや、災害時をはじめとする外国人市民の支援について意見交換を行うことができる場づくりを検討します。
- 避難所における円滑な受け入れに向けて、災害語学ボランティアの運営・研修や、区役所との連携を進めます。

基本施策③ 災害時の外国人市民への情報伝達手段の多言語化、多様なメディアとの連携

- 災害時において、外国人市民に警報や避難情報、生活支援などの必要な情報を、広くかつ迅速に提供することができるように、「災害時多言語情報作成ツール」((財)自治体国際化協会)を活用するとともに、「やさしい日本語」を用います。
- 災害時の多言語情報を災害時緊急メール、ラジオ等を活用して提供することや、外国語放送を行っているメディアとの広域的な連携など、外国人市民が日常的に利用しているメディアを活用した情報提供の体制づくりを検討します。

施策方針 3－2 生活支援

3-2-1 居住

【現状と課題】

- 「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、名古屋市における外国人市民の住まいの現状は、民間賃貸住宅（アパート・マンション）が40%を占め、次いで公営住宅（市営住宅・県営住宅）が24%となっています。
- 名古屋市ではこれまで、市営住宅の入居に関する情報提供を行うとともに、国や県と連携を図りながら、外国人、高齢者、障害者、子育て世帯の入居を受け入れている民間賃貸住宅に関する情報提供などを進めてきました。
- しかし、同アンケートによれば、外国人市民が家を見つけるときに困ったこととして、家賃等が高かったことの他に、「外国人を理由に入居を断られた」、「外国人に対応できる不動産業者がなかった（少なかった）」などの事例も見受けられます。
- 外国人市民が住宅へ円滑に入居できるように、民間賃貸住宅等に関する情報提供を充実するなど、引き続き支援を進めていくことが課題です。
- 一方、生活習慣や文化の違い、ごみの出し方などの入居者としてのルールを知らないことなどによるトラブルが発生しないように、地域生活開始時における情報提供や入居後のフォローも必要です。

【施策の方向】

基本施策① 民間賃貸住宅への円滑な入居支援

- 国のあんしん賃貸支援事業の終了後においても、愛知県による新たな支援事業の整備等の動向を踏まえ、引き続き連携を図りながら民間賃貸住宅等に関する情報提供を充実し、円滑な入居支援に努めるとともに、「名古屋生活ガイド」を活用し、ごみの出し方など日常生活を送る上での情報提供を進め、地域での円滑な生活を支援します。

基本施策② 共同生活に関する情報提供

- 市営住宅入居時における説明会等で、「市営住宅使用のしおり」を配布し、ごみの出し方など共同生活を送る上でのルールや、自治会活動への参加の呼びかけなどの情報提供を行うとともに、管理事務所等による個別相談を実施するなど入居後のフォローを進めていきます。

3-2-2 教育

【現状と課題】

- 我が国では、「国際人権規約」、「児童の権利に関する条約」を批准しており、外国人児童生徒は国籍に関係なく就学の権利があります。名古屋市立の小中学校では、2,000人以上の外国人児童生徒が在籍しています。
- 名古屋市では、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語教育適応学級担当教員による指導や、初期日本語集中教室、日本語通級指導教室での指導に加え、日本語指導講師、母語学習協力員の派遣や、日本語教育相談センターにおける教育相談、翻訳、通訳派遣を通じて学習支援を進めるとともに、教育センターにおける教員への研修や、名古屋国際センターにおいて教育関係者やボランティア、相談員等を対象にした研修などを行い、学習支援の担い手の育成・確保に取り組んできました。
- 外国人児童生徒が、日本語習得や学校生活への適応の困難など、様々な課題に直面して学ぶ機会や意欲が損なわれるようなことがないように、誰もが平等に教育を受けられる環境の整備が求められます。
- さらに、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、外国人児童生徒の保護者が教育で困っていることのうち最も多いものが「教育に関する情報の多くが、日本語なのでわかりにくい」ということであり、日本語が十分でない保護者に対するサポートも必要となっています。
- また、名古屋市立の小中学校へ就学していない外国人の子どもの現状把握も、教育を受ける機会を保障し、就学支援を進める上での課題となっています。

【施策の方向】

基本施策① 保護者に対する教育制度の情報提供

- 日本の学校制度及び学校生活に対する理解を促すために、市政ガイダンスを活用して、就学前の早い段階からの情報提供に努めます。

基本施策② 学習支援の充実

- 名古屋市立の小中学校に就学している日本語指導が必要な児童生徒に対し、初期日本語集中教室や日本語通級指導教室の実施のほか、日本語教育適応学級担当教員や日本語指導講師、母語学習協力員によるきめ細かい日本語学習支援を進めます。
- 外国人児童生徒に対する指導・支援体制の充実を図るために、日本語指導や適応指導ができる教員を増やすため、日本語指導を必要とする児童生徒への指導法の研修を実施するとともに、外国語が堪能な教員の適正配置に努めます。

基本施策③ 不就学の子どもへの対応

- 名古屋市立の小中学校へ就学していない子どもの現状把握に努めるとともに、就学の支援を検討します。

基本施策④ 進路指導

- 外国人児童生徒やその保護者が、中学校卒業後の進路に関する意識を高めるとともに、最適な選択ができるように、個々の状況に応じた適切な段階でのきめ細かい情報提供や進路指導に努めます。

基本施策⑤ 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

- 日本人児童生徒と外国人児童生徒が自分の母語や母国の文化を大切にし、お互いの言語、文化の違いを認め合うことができるよう、外国語や外国の文化に触れる機会を拡充するなど、多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進を図ります。

基本施策⑥ 外国人学校との交流

- 外国人学校と地域との交流や関連情報の提供に努めます。

3-2-3 労働環境

【現状と課題】

- 東海地域においては製造業の集積が高く、南米出身者をはじめとして外国人労働者を多く受け入れてきました。名古屋市は大都市としての特徴があり、様々な国籍の外国人市民がみうけられます。
- ハローワークにおいては、外国人労働者の就業支援を行っていますが、企業における雇用環境の改善や日本語習得の支援など、**外国人労働者が安全で働きやすい職場環境を確保することが大きな課題**です。
- 名古屋市では、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を愛知県、岐阜県、三重県の東海三県と地元経済団体とともに策定し、企業の行動を促しています。また、就労支援、勤労者福祉に関して市民や企業への情報提供の充実を図っています。

【施策の方向】

基本施策① 就業環境の改善

- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」に基づく取り組みを、企業に対して促します。
- 外国人労働者の雇用に関するトラブルについて適切に相談することができるように、関係機関との連携を強化します。

3-2-4 保健・医療・福祉

【現状と課題】

- 外国人市民の増加及び定住化にともない、母子保健やエイズ等の感染症対策などの保健の面における対応など、これまで以上に医療・保健・福祉に関するサービスを適切に提供することが求められています。
- 名古屋市ではこれまで、健康情報やエイズ予防のリーフレット、予防接種、国民健康保険等の手引きの多言語化による情報提供の充実に努めるとともに、名古屋国際センターにおける健康相談、こころの相談の実施や、医療受診サポートボランティア研修の実施など、担い手育成の取り組みも進めてきました。
- 一方、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」では、日本での生活で困っていることとして、「母国語の通じる医療機関が見つからない」ことや、「受診時における通訳が見つからない」こと、「社会保険の仕組みがわからない」こと、「介護・福祉サービスの利用の仕方がわからない」ことが上位にあげられており、安心して医療を受診できるような支援の充実や、社会保険制度、福祉制度の周知が課題です。
- また、国際結婚の増加による夫婦間の言葉や文化、価値観の違いなどから起こる問題があり、DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応も必要となっています。

【施策の方向】

基本施策① 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実

- 国民健康保険、国民年金といった社会保険制度について、市公式ウェブサイトやリーフレット、市政ガイダンス等による多言語での情報提供を行うとともに、これらの社会保険制度への加入促進に努めます。
- 外国語対応が可能な病院等に関する情報とともに、病院の診療科や検査内容、薬の説明、病状を正確に医師や看護師に伝えるための医療問診票など、基本的な医療情報の多言語化に努めます。

基本施策② 多言語による疾病等の予防啓発

- 結核やエイズ、性感染症などに関する正しい知識を伝えるために、リーフレットなどの多言語による情報提供を行い、疾病予防のための意識啓発を図ります。
- 薬物使用について、国により習慣や法律上の位置づけが異なるため、薬物使用の禁止を周知徹底するため、関係機関が実施する外国人市民を対象とした薬物乱用防止啓発活動に協力します。

基本施策③ 医療通訳にかかわる人材の充実

- 医療通訳者に関わる外国人市民のニーズと、医療通訳者等の人的資源の効果的なマッチングに、関係機関と連携しながら努めます。

○市内の医療従事者が、外国人患者の診療に資するための方策を、関係機関と連携しながら検討します。

基本施策④ 健康診断や健康相談の実施

○エイズや性感染症も含めた各種健診について、外国人市民に対する情報提供に努め、幅広く受診を呼びかけます。

○医療通訳者や語学ボランティア等と連携を図りながら、多言語による健康診断や健康相談、メンタルケア等、外国人市民の健康増進に努めます。

基本施策⑤ 母子保健、子育て支援における対応

○母子保健事業に関する情報の多言語化に努めます。また、多言語による子育て教室等の充実を検討します。

基本施策⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応

○外国人被害者に配慮した、DV防止等に関する広報・啓発を進めます。

○外国人であることを理由に十分な支援を受けられないという事態が生じないように、支援団体等と連携を図るとともに、相談窓口への通訳派遣等に取り組みます。

施策方針 3－3 多文化共生の地域社会づくり

3-3-1 地域社会に対する意識啓発

【現状と課題】

- 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる多文化共生社会を築くためには、日本人市民が文化や習慣の違いを理解・尊重し、外国人市民を受け入れる姿勢と、外国人市民が地域のルールを守り、義務を果たしながら、地域の活動に積極的に参加するなど、地域社会に溶け込む努力が必要です。
- 名古屋市ではこれまで、名古屋国際センターや地域において実施する交流イベントやセミナーの開催などによる啓発を進めてきました。
- 平成23（2011）年度に実施した「名古屋市中期戦略ビジョン成果指標に関するアンケート」では、地域で国籍の異なる人と交流がある市民の割合は32％程度となっており、平成24（2012）年度までの目標値（30％）を上回っております。
- 一方、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」によると、55％が地域の活動に参加しておらず、その理由として「活動していることを知らないから」「誘われないから」などがあげられています。
- また、「平成23年度第1回市政アンケート調査結果」では、多文化共生のまちづくりを実現するために必要だと思うことについて、「地域の生活ルール等を、外国人市民にもわかりやすく情報提供する」ことや「お互いが、生活習慣や文化の違いについての理解を深める」ことが多くなっています。
- このため、多文化共生の啓発や国際理解を進めるための交流イベント等をより身近な地域で展開するなど、多文化共生に関する日本人市民と外国人市民双方の理解促進を図っていくことが課題となっています。

【施策の方向】

基本施策① 地域住民等に対する啓発

- 広報なごや、多文化共生に関わる情報を集約したウェブサイトの構築などを通じて、多文化共生に関する意識の醸成を図ります。
- 講演会やセミナーなどを通じて多文化共生に関する啓発事業を、地域のニーズに応じて促進します。

基本施策② 多文化共生の拠点と主体づくり

- 多文化共生の主体づくりや国際理解教育を促進するため、地域等からの依頼にもとづき名古屋国際センターにおいて実施しているファシリテーターや外国人講師の派遣といった各種国際交流事業の参加者拡大を図るなど、名古屋国際センターが多文化共生の拠点としての役割を果たすよう努めます。

- 身近な地域における国際理解の促進や多文化共生に関する理解の促進を図るため、地域における日本語教室等が、多文化共生の拠点となり、図書館等が情報発信の場となるよう方策を検討します。
- 多文化共生の担い手を増やしていくために、大学・ボランティア団体等との連携、協働のあり方を検討します。

基本施策③ 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

- 日本人市民と外国人市民がお互いの文化を理解し合えるようにするため、スポーツを通じた交流、食文化・生活文化を通じた交流など、地域のニーズに応じて、多様な交流を促進します。

3-3-2 外国人市民の自立と社会参画

【現状と課題】

- 日本人市民と外国人市民がともに暮らしやすいまちづくりを進めるためには、外国人市民が支援される立場としてではなく、自らが自立した市民として日本人市民とともに地域を支える担い手となって地域生活上の問題を解決していく共助の取り組みを促していくことが重要です。
- 名古屋市では、名古屋生活ガイドの配布や各種交流イベントを通じて、日本における地域社会の仕組みに対する外国人市民の理解促進と地域社会への参画促進に努めてきました。
- しかしながら、「平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査結果」からも外国人市民の地域活動への参加は決して高くないのが実情であり、「活動していることを知らない」や「誘われない」などが参加しない主な理由にあげられていることから、外国人市民への周知のあり方が課題となっています。
- また、名古屋市内の大学には、世界各国から3,000人を超える留学生が集まっており、留学生や外国人材が、多文化共生の担い手として活躍することが、名古屋が国際都市として発展していく上で求められています。

【施策の方向】

基本施策① キーパーソン及びネットワークとの連携

- 外国人市民が地域住民として主体的に地域で活動できるよう、名古屋国際センターにおける外国人講師の活用、各種交流イベントや外国人市民との懇談会等を通じて、外国人市民のキーパーソンの発掘に努めます。
- 外国人市民と日本人市民とのネットワークづくりに向け、外国人市民のキーパーソン等と連携に努めます。

基本施策② 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入

- 名古屋市の施策に対する外国人市民からの意見・ニーズ等を把握する機会として「外国人市民懇談会（仮称）」の設置を検討します。

基本施策③ 外国人市民の地域社会への参画

- 外国人市民の地域社会への参画の第一歩として、地域レベルの各種交流イベントへの外国人市民の参加促進に努めます。
- 外国人市民と地域の住民の相互理解や交流が進むよう、町内会・自治会等のしくみの啓発に努めます。
- 多文化共生の推進に長年貢献しその業績が顕著な個人や団体、地域社会に貢献している外国人市民の活動に対する評価のあり方を検討します。

基本施策④ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり

- 留学生が多文化共生施策の担い手となれるよう、大学等との連携を図り、留学生支援のあり方を検討します。
- 多彩な価値観と高度な専門知識を持つ外国人市民の能力を十分活かせるよう、有識者会議等への参加など、環境の整備について検討します。

4. プラン推進に向けて

4-1 実施計画の策定

指針であるプランを市の具体的施策に反映し、その進行管理及び評価を行う実施計画を平成24（2012）年度に策定します。

なお、実施計画策定までの間は、プランの方針に基づき、関連施策の展開を行います。

4-2 庁内における推進体制の整備

実施計画の策定に合わせ、多文化共生推進施策に係る庁内推進体制の整備について検討します。また、施策の実施にあたっては、体系的かつ総合的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。

4-3 関係機関との連携

多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、（公財）愛知県国際交流協会、（公財）名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティアなど、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関と、積極的に連携し、施策を推進していく必要があります。

そのため、国の施策の動向を注視し、必要に応じて法令等の改善を要望するとともに、愛知県・（公財）愛知県国際交流協会との情報共有・連携に努めます。また、本市における多文化共生推進事業の中核的な担い手である（公財）名古屋国際センターとの連携を引き続きおこないます。さらに、外国人労働者を雇用し、活用しているものとして社会的責任を持つ企業に対する啓発や、大学、外国公館、NPO・ボランティア等との連携・協働の強化に努めます。

（公財）：公益財団法人

資料編

資料 1	名古屋市の外国人登録者数	23
資料 2	各種アンケート結果概要	25
	・平成 22 年名古屋市外国人市民アンケート	25
	・平成 23 年度第 1 回市政アンケート概要	36
	・関係団体に対するアンケート	41
資料 3	外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章	45
資料 4	名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会設置規程	47
資料 5	名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会委員名簿	48
資料 6	名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会の開催経過	49
資料 7	用語解説	50

資料編

資料 1 名古屋市の外国人登録者数

＜外国人登録者数の推移＞

(人)

	中国	韓国・ 朝鮮	フィリ ピン	ブラ ジル	米国	ベト ナム	ペルー	その 他	合計	市内人口	外国人 割合
平成 元年	2,680	27,428	853	177	809		9	1,421	33,377	2,151,777	1.55%
2 年	3,392	27,188	1,115	1,318	955		104	1,670	35,742	2,156,570	1.66%
3 年	4,203	26,888	1,486	3,747	1,199		452	2,083	40,058	2,160,495	1.85%
4 年	5,370	26,782	1,606	4,741	1,168		631	2,468	42,766	2,162,375	1.98%
5 年	5,995	26,440	1,772	4,726	1,108		743	2,683	43,467	2,158,546	2.01%
6 年	6,470	25,926	2,038	4,062	1,056		624	2,932	43,108	2,153,195	2.00%
7 年	6,781	25,208	2,072	3,849	1,008		579	3,045	42,542	2,151,806	1.98%
8 年	7,228	24,583	2,271	4,215	1,089		585	3,271	43,242	2,152,656	2.01%
9 年	7,590	24,101	2,541	4,805	1,150		591	3,703	44,481	2,156,257	2.06%
10 年	8,097	23,722	2,851	4,349	1,167	75	593	4,000	44,854	2,162,827	2.07%
11 年	8,829	23,599	3,187	4,254	1,072	94	590	4,367	45,992	2,168,841	2.12%
12 年	10,069	23,353	3,873	4,528	1,070	126	618	4,836	48,473	2,173,003	2.23%
13 年	11,544	23,051	4,450	4,775	1,046	178	676	5,300	51,020	2,179,473	2.34%
14 年	12,996	22,800	5,238	4,735	1,130	255	703	6,025	53,882	2,187,783	2.46%
15 年	14,068	22,264	5,704	4,856	1,187	345	737	6,548	55,709	2,194,928	2.54%
16 年	14,904	21,905	6,849	5,243	1,180	406	760	6,861	58,108	2,204,496	2.64%
17 年	16,215	21,691	6,307	5,821	1,238	509	805	7,260	59,846	2,215,498	2.70%
18 年	17,271	21,383	6,425	5,989	1,363	605	846	7,178	61,060	2,226,054	2.74%
19 年	19,552	21,217	6,842	6,213	1,439	806	891	7,522	64,482	2,239,144	2.88%
20 年	21,352	20,934	7,129	6,187	1,619	1,003	922	7,837	66,983	2,250,234	2.98%
21 年	22,670	20,433	7,378	5,740	1,613	1,029	962	7,994	67,819	2,258,804	3.00%
22 年	23,250	19,928	7,446	5,016	1,591	1,042	892	7,989	67,154	2,259,947	2.97%

各年 12 月末現在

※名古屋市市民経済局区政課(外国人登録者数)・名古屋市総務局統計課(市内人口)調べ

※ベトナム国籍に関しては、平成 9 年までその他で計上

＜各区の主な国籍別外国人登録者数＞

(人)

	中国	韓国・ 朝鮮	フィリ ピン	ブラ ジル	米国	ベト ナム	ペルー	その他	合計	区内 人口	外国人 割合
千種区	2,091	1,477	300	57	184	62	10	777	4,958	158,513	3.13%
東区	1,242	853	336	80	113	11	21	333	2,989	73,131	4.09%
北区	1,467	1,584	850	209	54	36	59	387	4,646	165,554	2.81%
西区	943	1,008	400	136	96	39	32	467	3,121	144,488	2.16%
中村区	1,350	1,807	345	87	107	54	33	534	4,317	135,191	3.19%
中区	3,315	1,295	1,528	260	198	56	49	834	7,535	75,972	9.92%
昭和区	1,890	714	160	38	169	109	6	933	4,019	105,439	3.81%
瑞穂区	535	715	199	95	73	23	14	225	1,879	105,109	1.79%
熱田区	488	507	157	284	60	38	24	214	1,772	63,982	2.77%
中川区	1,708	1,985	622	413	44	104	80	516	5,472	221,350	2.47%
港区	1,942	1,755	711	1,920	11	97	237	618	7,291	150,802	4.83%
南区	1,408	1,713	615	572	32	147	147	242	4,876	141,341	3.45%
守山区	934	1,720	381	197	61	59	8	471	3,831	168,581	2.27%
緑区	1,464	1,093	399	544	29	135	119	378	4,161	230,545	1.80%
名東区	1,186	843	219	33	253	5	22	700	3,261	160,380	2.03%
天白区	1,287	859	224	91	107	67	31	360	3,026	159,569	1.90%

平成 22 年 12 月末現在

※名古屋市市民経済局区政課(外国人登録者数)・名古屋市総務局統計課(区内人口)調べ

資料2 各種アンケート結果概要

＜平成22年名古屋市外国人市民アンケート調査 概要＞

調査の概要

（1）調査の目的

日本人市民と外国人市民が共に暮らしやすいまちづくりを進めるために、外国人市民の現状及び課題、ニーズなどを把握し、施策推進の資料とする。

（2）調査対象者

平成22年8月10日現在において、名古屋市に外国人登録をしている20歳以上の外国人で、出入国管理及び難民認定法に定める別表第一及び別表第二の在留資格を有するもの等から無作為抽出した6,000人

（3）調査方法と期間

訪問留置法（訪問してアンケート用紙を手渡し、後日用紙を原則として訪問回収する（一部郵送回収を含む）。）

平成22年9月6日（月）～26日（日）

（4）回収率

対象者6000人中の回収率 28.5%（対象者数6,000人中1,708人）

実質回収率 38.9%（実対象者※4,389人中1,708人）

※対象者数から帰国者、転居者、世帯の重複等を除いたもの

（5）その他

英語、中国語、ハングル、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語とふりがな付き日本語対訳の調査票を使用した。

言語は、外国人登録者の多い国籍の母国語順に、上位7カ国語を選んだ。

アンケートと共に外国人に関わる事業一覧（黄色いパンフレット）を同封した。

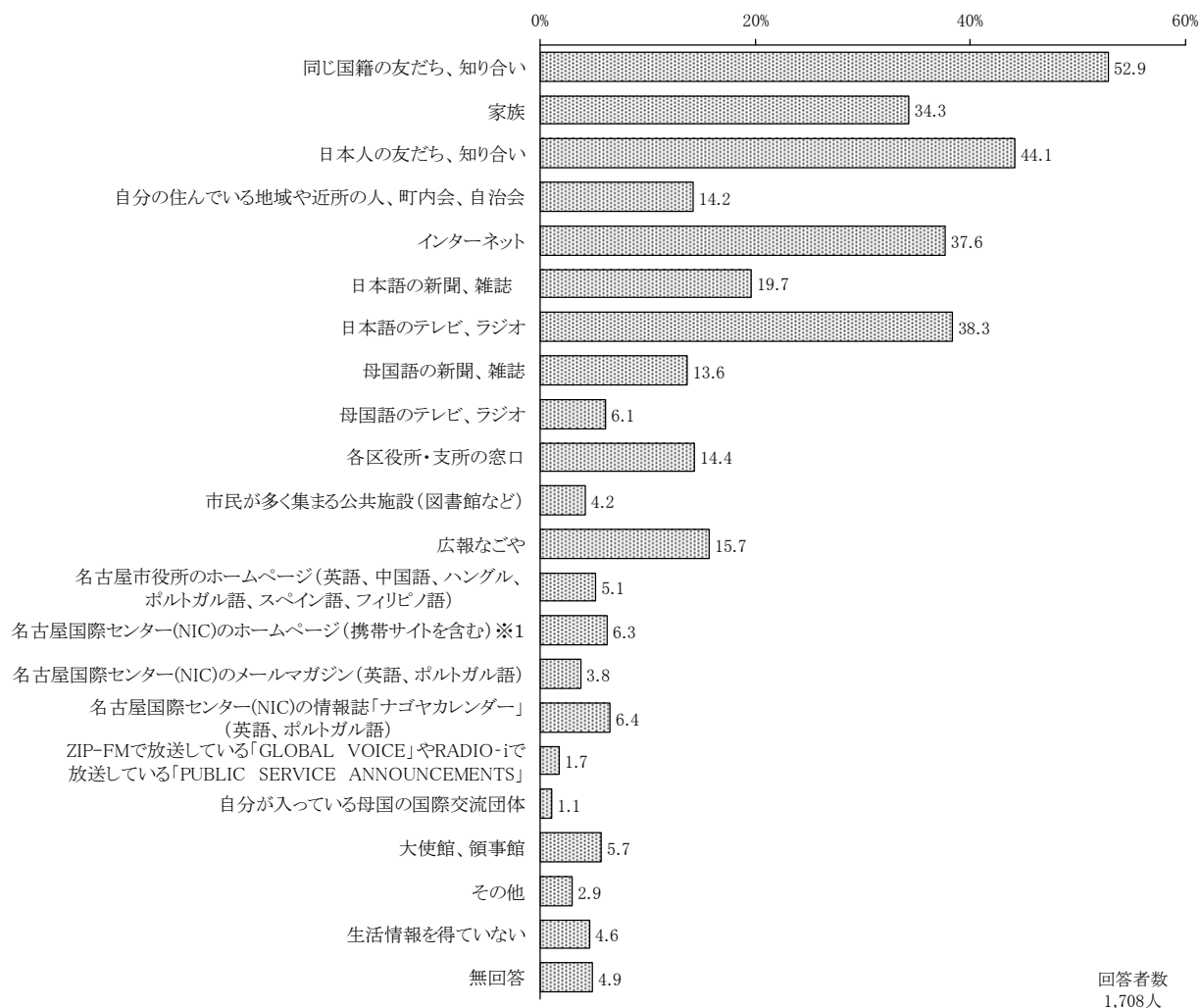
図表の比率は小数点以下第2位で四捨五入しているため、比率の合計は100.0%にならない場合がある。

複数回答の図表は[MA]と表示し、比率の合計は100.0%を超える。

調査結果（抜粋）

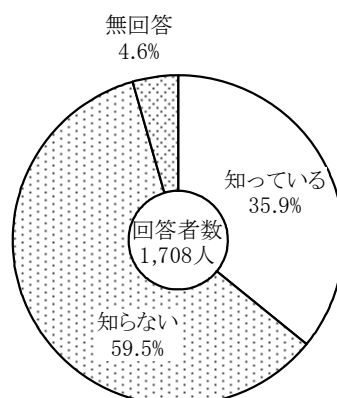
《プラン本文P 6 関連》

問1 あなたは、名古屋市の生活情報を、どこから得ていますか。[MA]



《プラン本文P 6 関連》

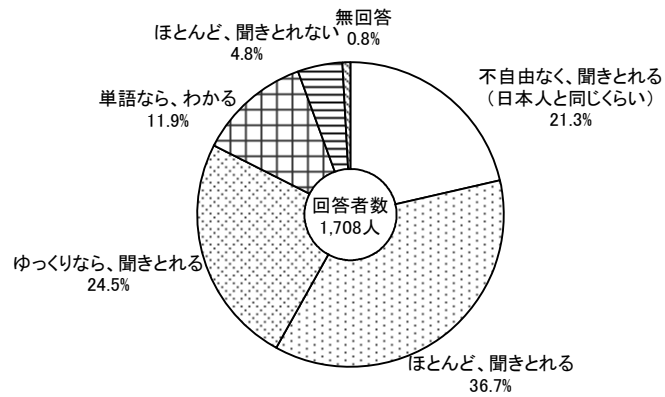
問2 あなたは「名古屋生活ガイド」を知っていますか



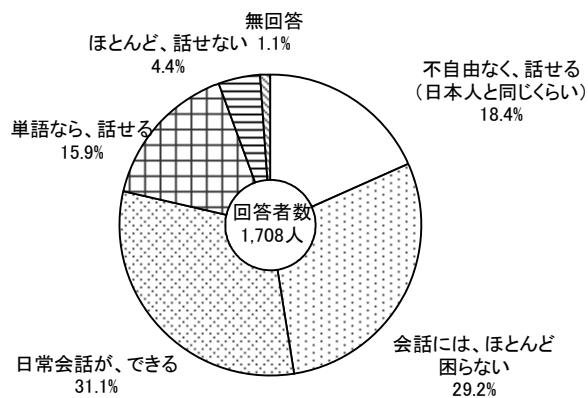
《プラン本文 P 6 ・ P 8 関連》

問 2 9 あなたの日本語能力について、お聞きします。

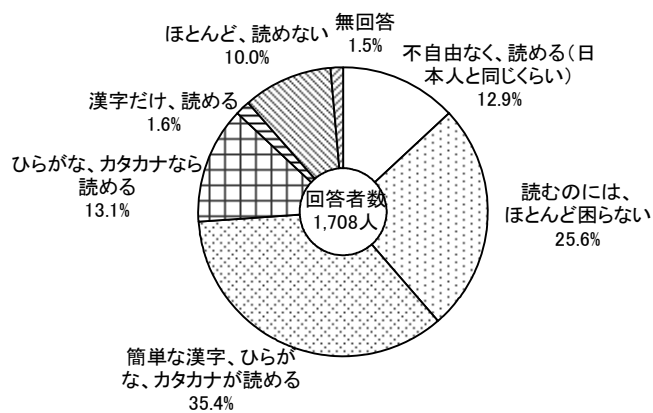
1) 聞く



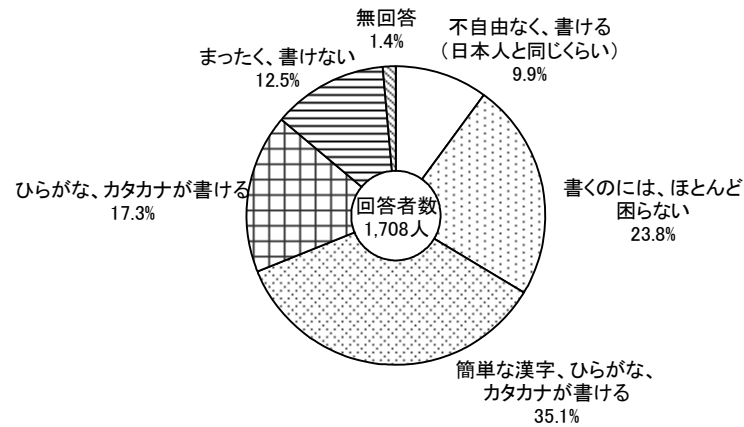
2) 話す



3) 読む



4) 書く



日本語能力(得点合計)

問 29-1～4 の回答を選択肢 1 の不自由ないを 1 点、選択肢 2 のほとんど困らないを 2 点、選択肢 3 を 3 点、選択肢 4 を 4 点、選択肢 5 のほとんどできないを 5 点として合計した。問 29-3 については「ひらがな、カタカナなら読める」と「漢字だけ、読める」を共に 4 点とした。

○内に得点合計を示した。得点合計が大きいほど、日本語の不自由が多く、小さいほど日本語能力が高いことを示す。

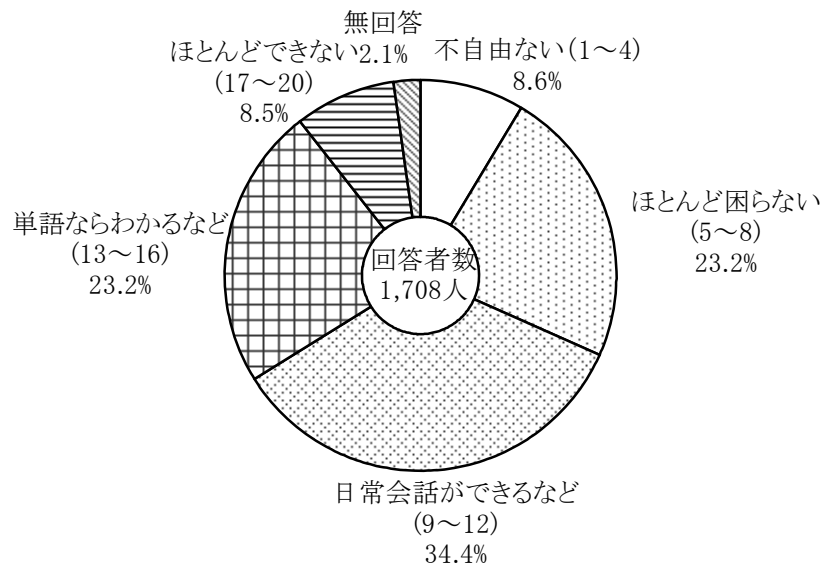
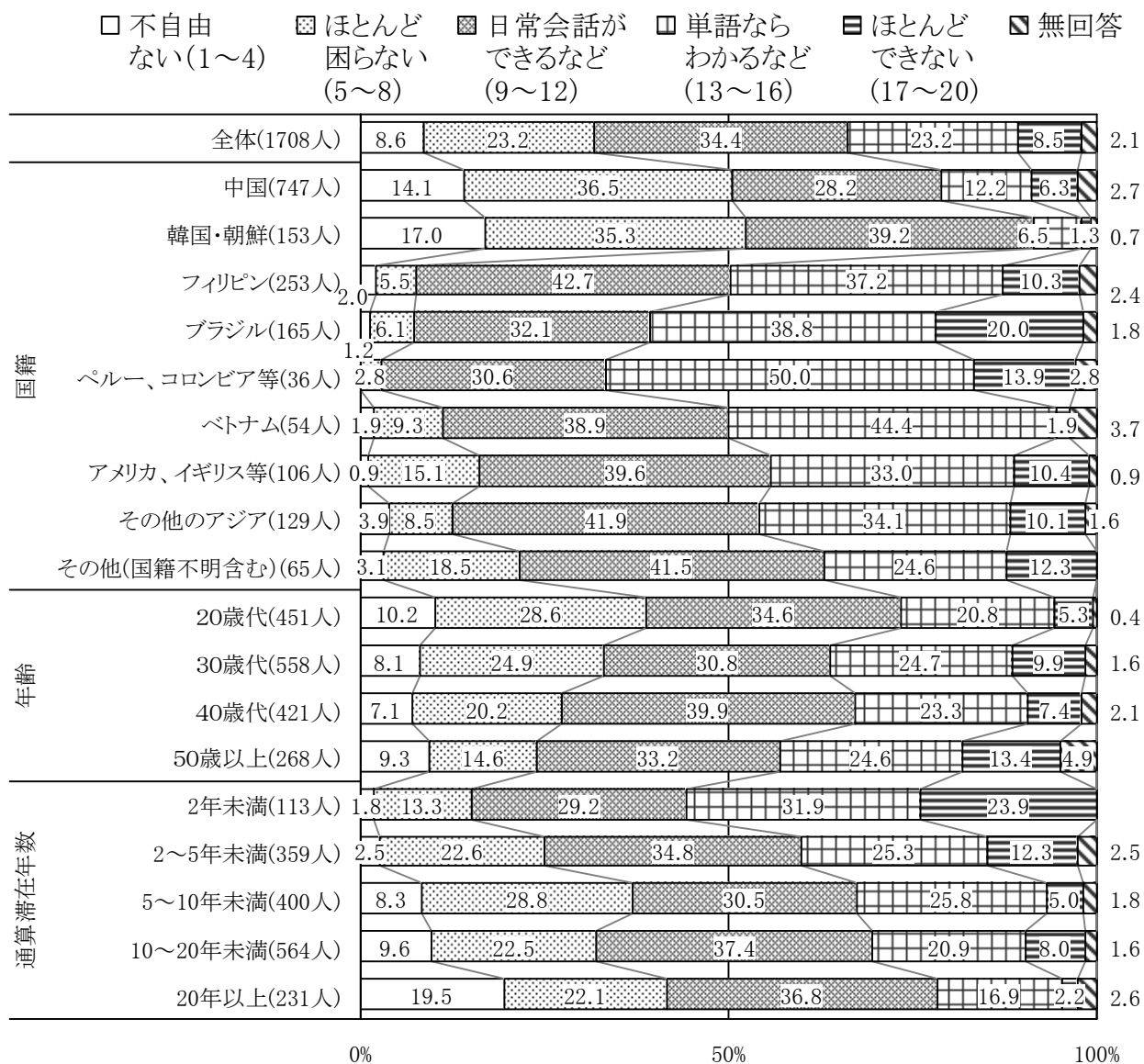


図1 日本語能力(得点合計)、基本属性別



《プラン本文P 8 関連》

問 3 0 あなたは現在日本語を勉強していますか。

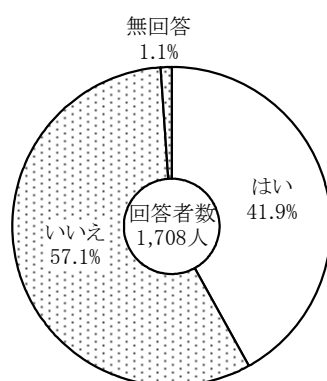
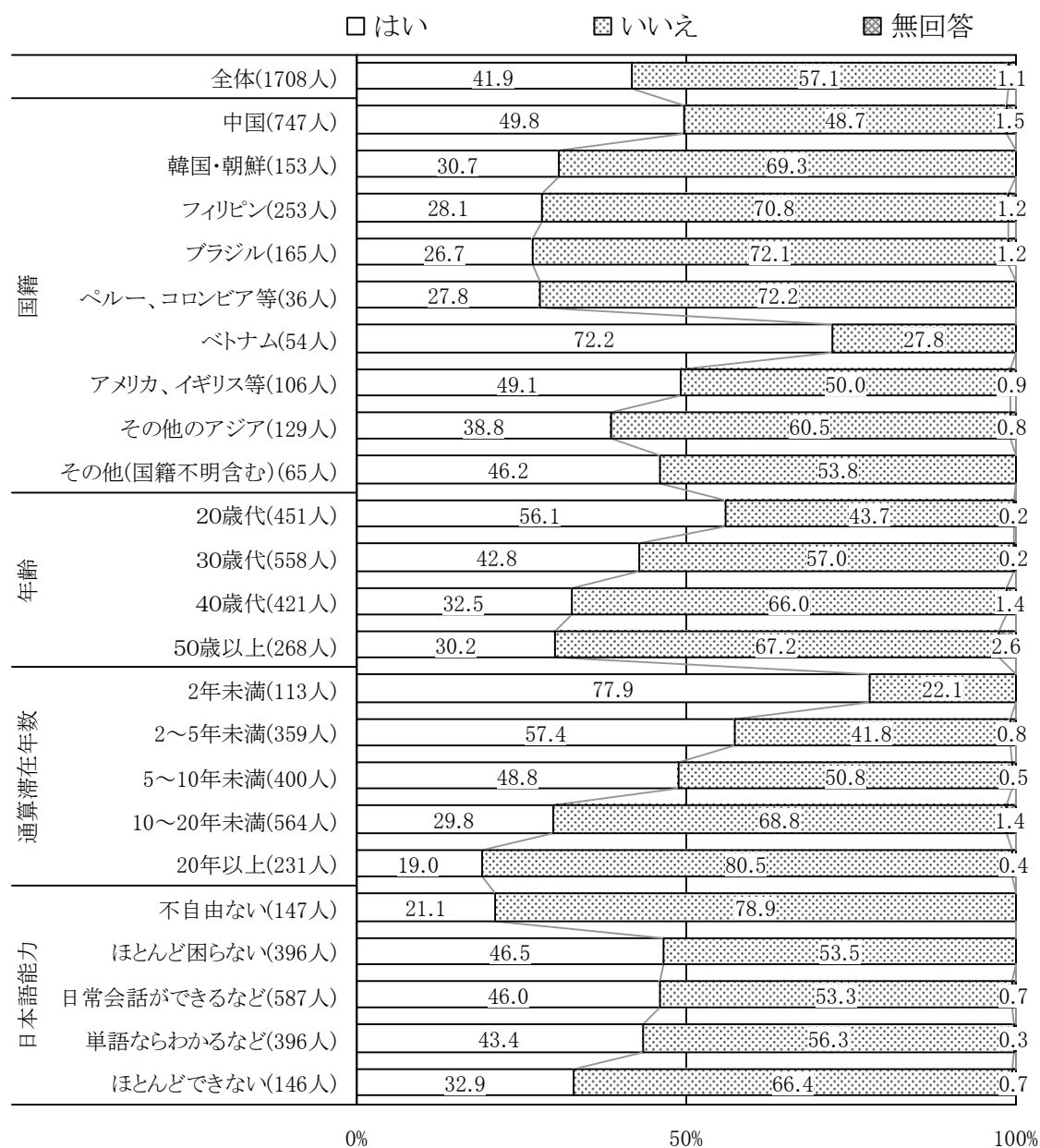
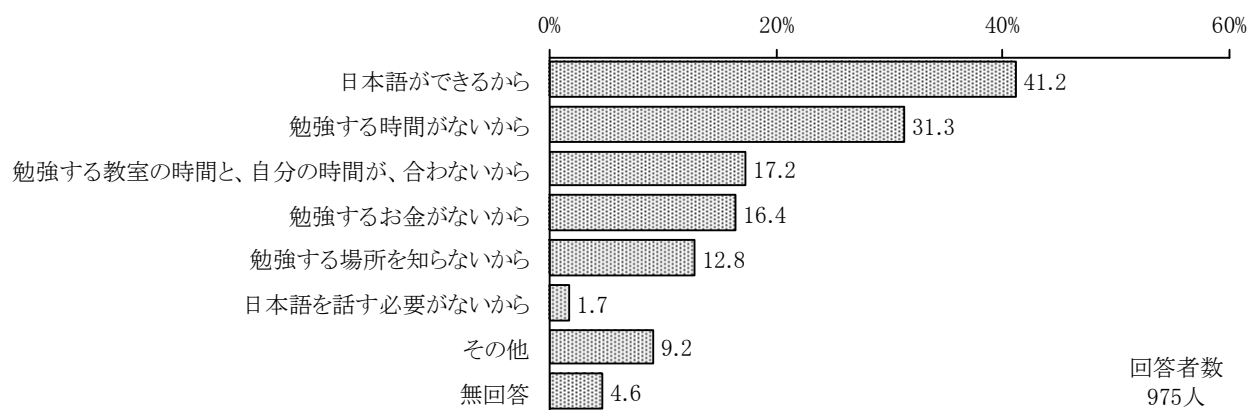


図 2 現在日本語を勉強しているか、基本属性別



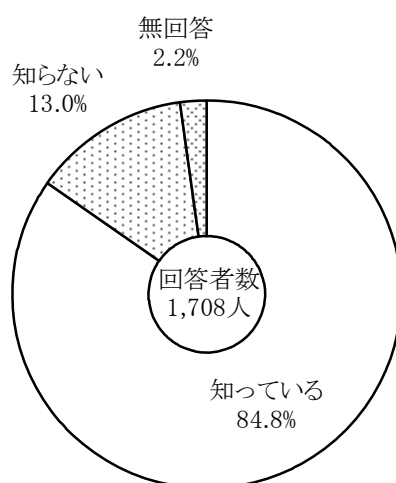
《プラン本文P 8 関連》

問 30-2 問 3 0で「2 いいえ」を選んだ方にお聞きします。
あなたが現在、日本語を勉強していない理由は、何ですか。[MA]



《プラン本文P 1 0 関連》

問 3 あなたは大きな地震（東海地震）が起きると考えられていることを知っていますか。



《プラン本文P 10 関連》

問4 あなたは地震や台風などの災害にそなえて、どんな準備をしていますか。[MA]

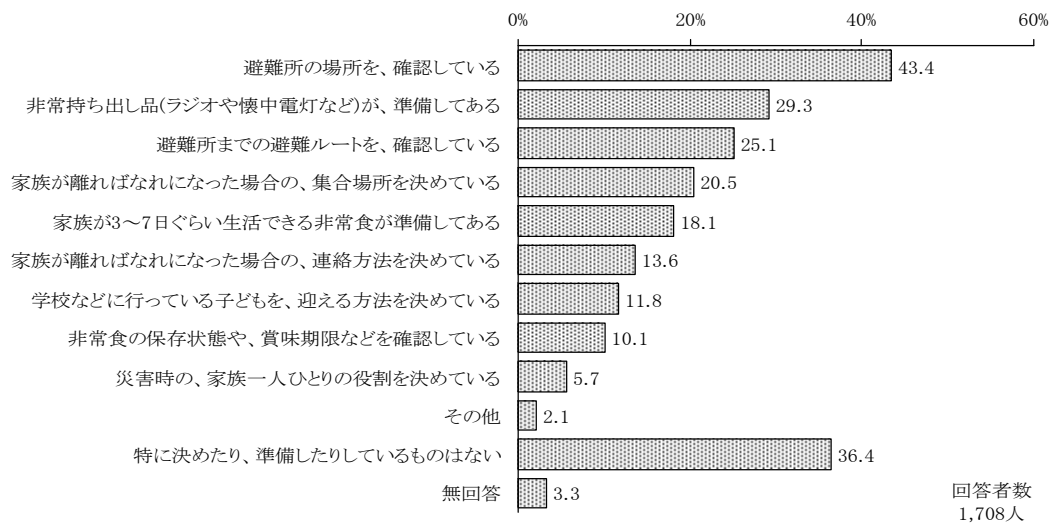
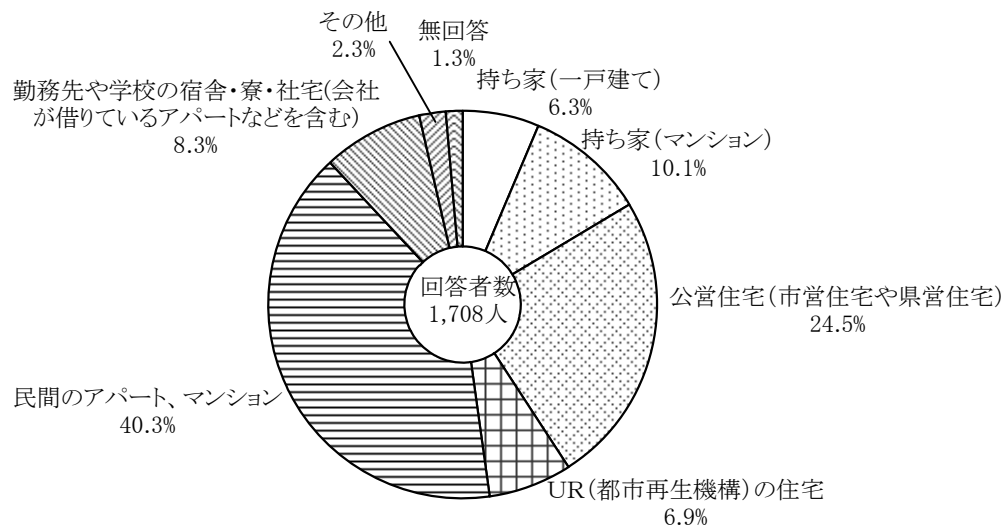


表1 地震や台風の備え[MA]、基本属性別

		単位: %											
		避難所の場所を、確認している	避難所までの避難ルートを、確認している	家族が離ればなれになった場合、集合場所を決めている	家族が離ればなれになった場合、連絡方法を決めている	災害時の、家族一人ひとりの役割を決めている	学校などに行っている子どもを、迎える方法を決めている	非常持ち出し品(ラジオや懐中電灯など)が、準備してある	家族が3〜7日ぐらい生活できる非常食が準備してある	非常食の保存状態や、賞味期限などを確認している	その他	特に決めたり、準備したりしてものはない	無回答
国籍	全体(1708人)	43.4	25.1	20.5	13.6	5.7	11.8	29.3	18.1	10.1	2.1	36.4	3.3
	中国(747人)	45.1	23.2	15.5	11.0	3.2	8.2	23.7	15.4	8.8	1.9	38.2	3.5
	韓国・朝鮮(153人)	35.9	17.6	13.7	9.8	1.3	12.4	19.6	11.8	11.8	0.7	43.1	3.3
	フィリピン(253人)	51.0	33.2	36.4	28.1	19.0	26.5	51.8	31.2	12.3	3.2	17.8	5.5
	ブラジル(165人)	39.4	24.2	24.8	10.3	4.2	13.9	23.0	10.9	9.7	1.2	46.1	1.2
	ペルー、コロンビア等(36人)	33.3	16.7	27.8	5.6	2.8	25.0	22.2	13.9	8.3	0.0	38.9	2.8
	ベトナム(54人)	59.3	44.4	14.8	9.3	9.3	5.6	42.6	35.2	13.0	1.9	16.7	3.7
	アメリカ、イギリス等(106人)	39.6	29.2	27.4	14.2	3.8	7.5	41.5	26.4	16.0	3.8	34.9	1.9
	その他のアジア(129人)	37.2	21.7	19.4	13.2	4.7	8.5	26.4	14.7	5.4	3.9	45.7	3.1
	その他(国籍不明含む)(65人)	32.3	23.1	12.3	12.3	1.5	0.0	23.1	13.8	10.8	1.5	46.2	1.5
年齢	20歳代(451人)	39.2	24.2	13.3	10.9	4.0	5.5	23.5	16.0	9.1	1.8	42.6	2.7
	30歳代(558人)	43.9	24.9	20.8	12.2	6.5	12.7	31.5	19.0	10.6	2.9	37.1	2.0
	40歳代(421人)	47.0	27.3	26.8	15.0	6.4	18.8	30.2	20.0	10.9	1.9	31.1	5.0
	50歳以上(268人)	43.3	23.5	21.6	18.3	5.6	9.0	32.1	16.4	9.3	1.5	33.2	4.5
通算滞在年数	2年未満(113人)	37.2	29.2	11.5	10.6	6.2	5.3	30.1	22.1	14.2	2.7	41.6	1.8
	2〜5年未満(359人)	39.0	24.8	15.6	13.1	6.7	5.3	27.0	18.4	9.5	2.5	40.9	1.7
	5〜10年未満(400人)	40.8	22.5	18.5	12.8	5.3	9.0	25.5	17.5	8.3	2.8	39.3	3.5
	10〜20年未満(564人)	45.2	23.4	22.9	10.5	4.3	17.2	30.0	17.2	9.4	1.2	34.8	3.5
	20年以上(231人)	51.9	30.7	29.4	21.6	6.9	15.6	34.6	16.9	11.3	1.3	27.3	5.6
日本語能力	不自由ない(147人)	47.6	22.4	17.7	15.6	4.1	13.6	26.5	11.6	7.5	1.4	36.7	4.1
	ほとんど困らない(396人)	44.9	24.2	14.6	8.6	2.0	8.1	23.7	14.1	9.3	2.3	39.9	1.3
	日常会話ができるなど(587人)	44.1	26.4	23.5	15.5	5.8	13.6	32.5	19.3	11.6	2.0	36.5	3.6
	単語ならわかるなど(396人)	41.4	26.5	22.5	14.4	7.3	12.9	32.8	23.5	10.4	2.0	31.3	4.3
	ほとんどできない(146人)	37.0	21.2	18.5	13.0	11.0	7.5	23.3	15.1	5.5	2.7	41.8	2.1

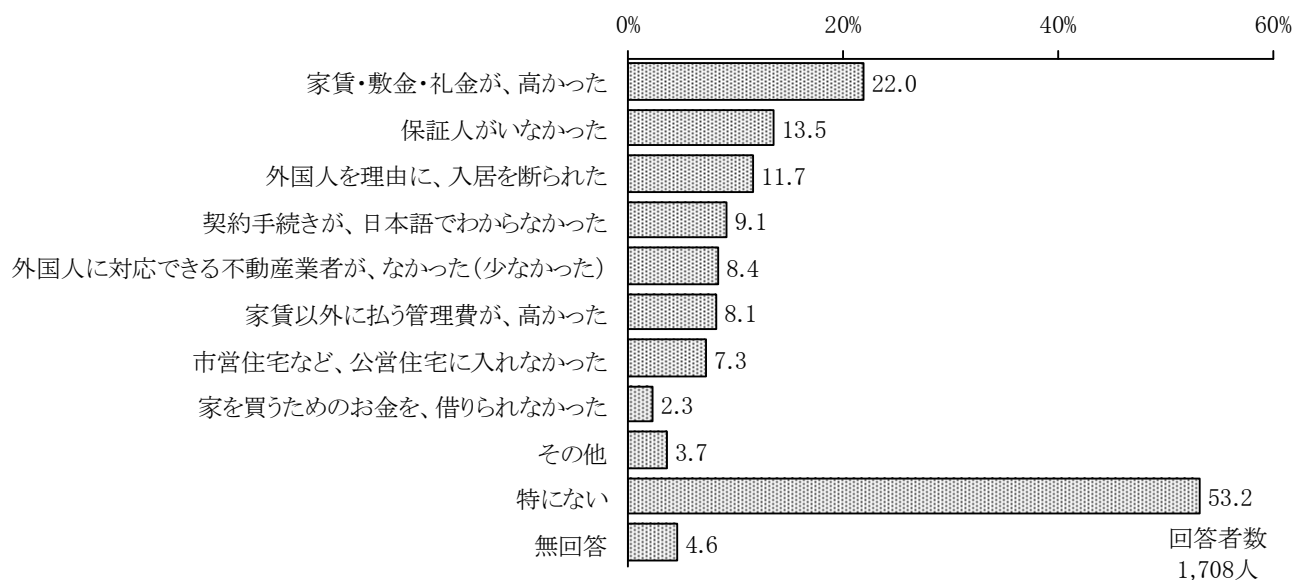
《プラン本文P 1 2 関連》

問 7 あなたは、現在どのような家に住んでいますか。



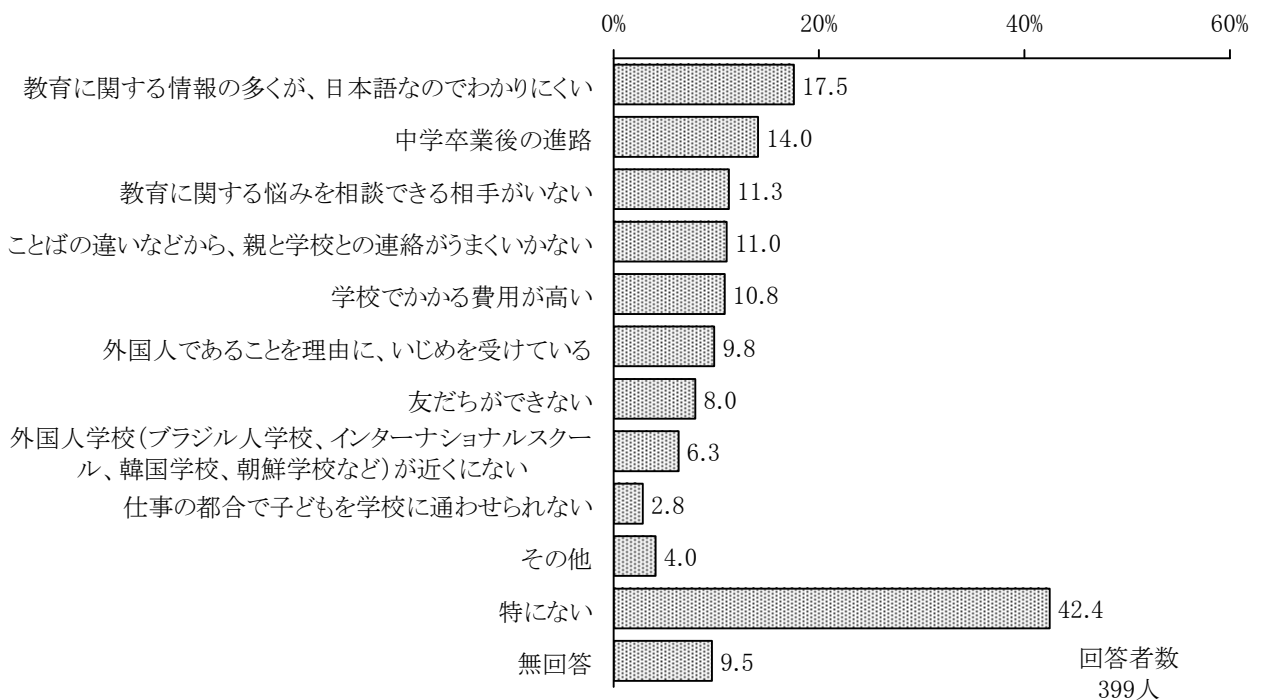
《プラン本文P 1 2 関連》

問 9 あなたは、現在お住まいの家を見つけるときに、困ったことはありますか。
[MA]



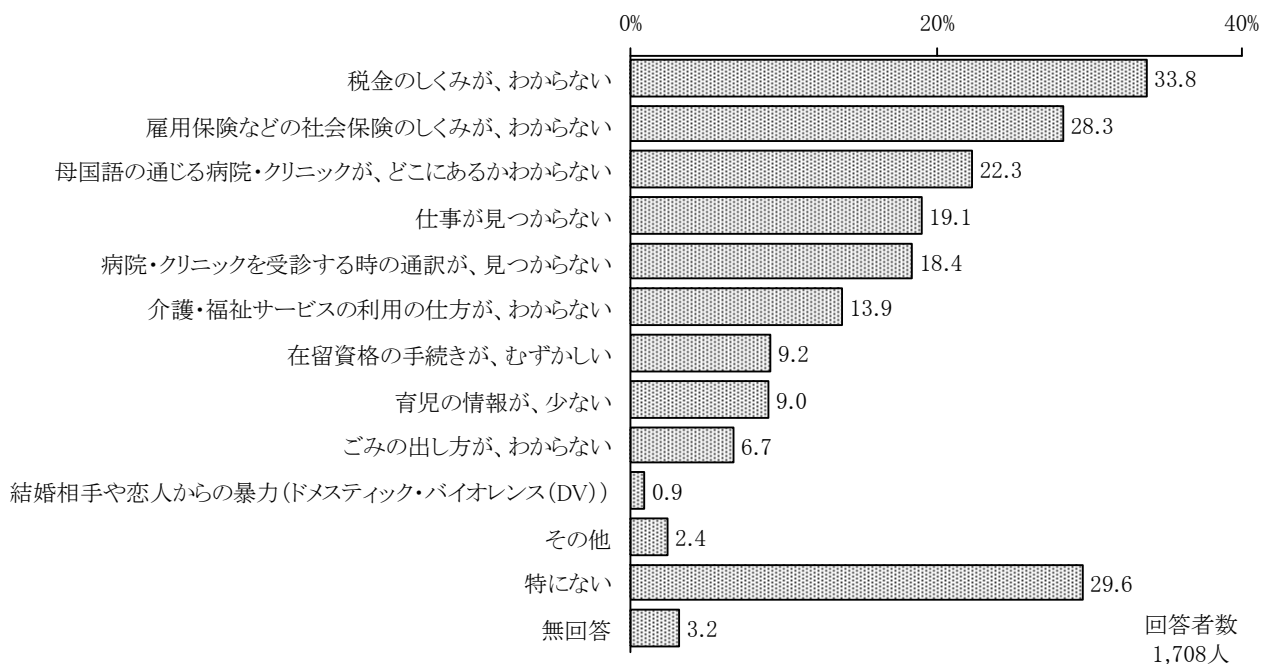
《プラン本文P 13 関連》

問 17-2 あなたはお子さんの教育に関して、困っていることはありますか。[MA]



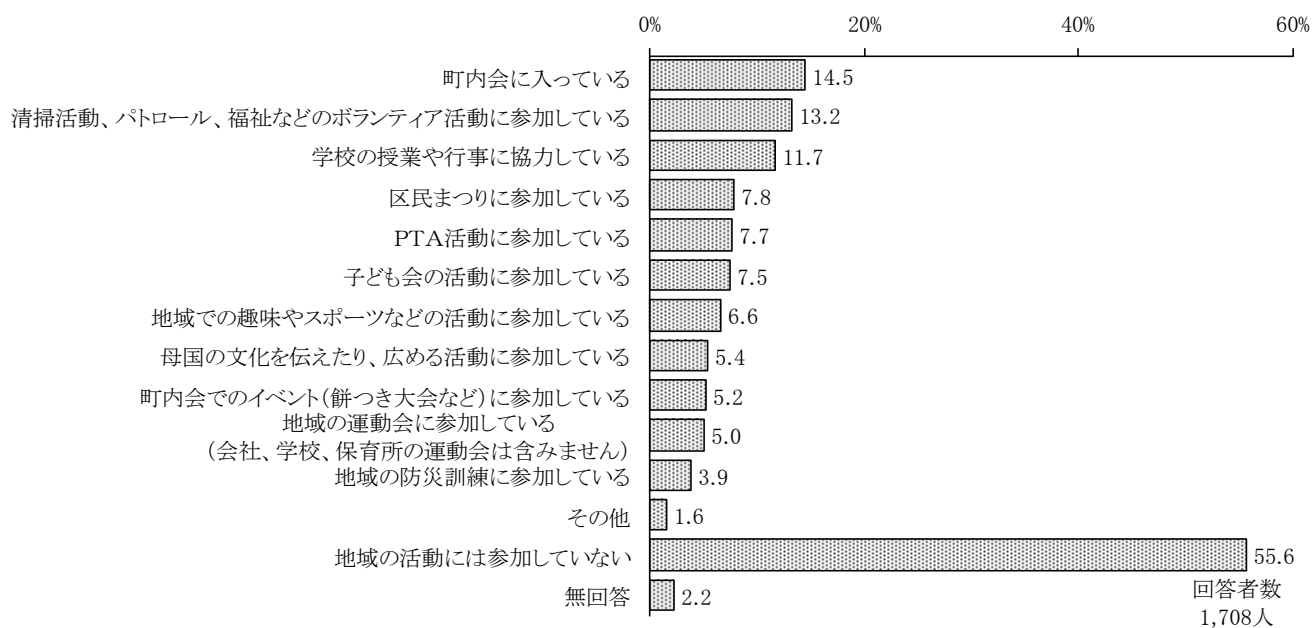
《プラン本文P 16 関連》

問 10 「問9 家を見つけるとき困ったこと」以外に、あなたが日本での生活で困っていることは何ですか。[MA]



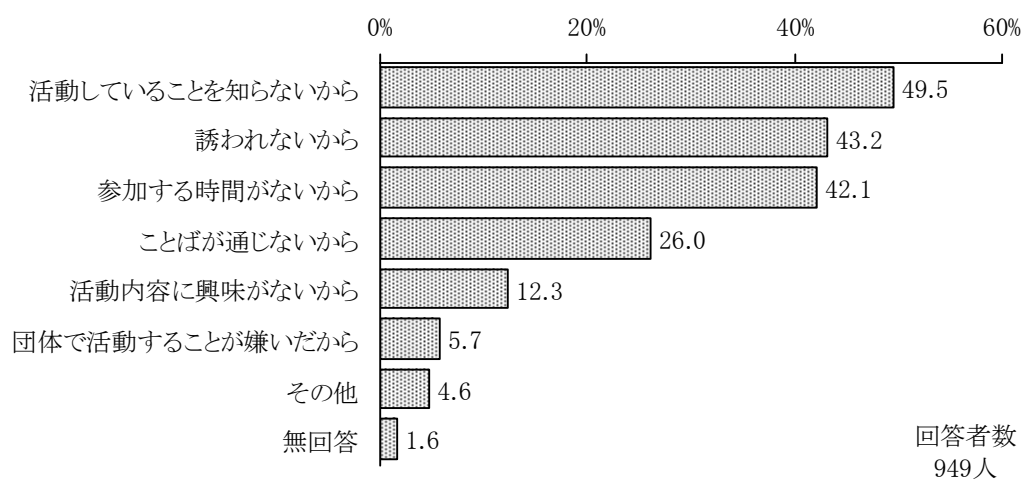
《プラン本文P 18 関連》

問 1 3 あなたは、地域の活動に参加していますか。[MA]



《プラン本文P 18・P 20 関連》

問 13-2 問 1 3 で「13 地域の活動には参加していない」を選んだ方にお聞きします。
地域の活動に、参加しないのは、なぜですか。[MA]



＜平成 23 年度第 1 回市政アンケート概要＞

調査の概要

（１）調査の目的

市政の課題について、市内に居住する満 20 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出して実施したもの。

（２）調査対象者

市内に居住する満 20 歳以上の市民（外国人を含む）2,000 人
住民基本台帳及び外国人登録原票をフレームとし、母集団（市内に居住する満 20 歳以上の市民）から、区の人口比率に応じて無作為に抽出。

（３）調査方法と期間

郵送法 平成 23 年 7 月 12 日（火）～26 日（火）

（４）回収率

調査標本数 2,000 人に対して有効回収数 960 人（有効回収率 48.0%）

（５）その他

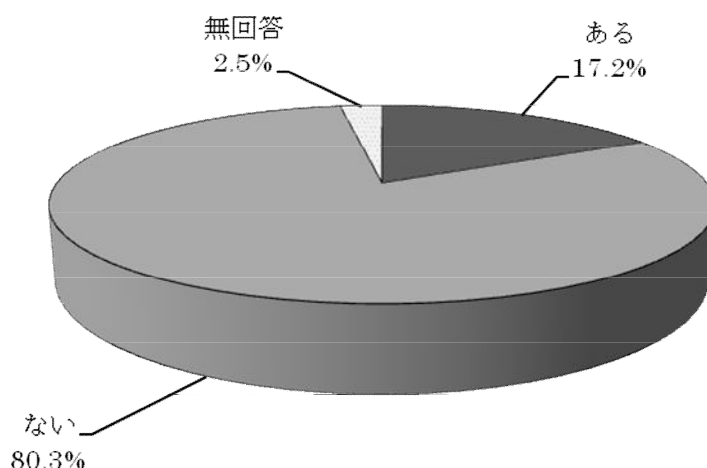
パーセントについては、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出したため、合計が 100%にならないことがある。

調査結果（抜粋）

※各図表の「N」は回答者総数を表しています。

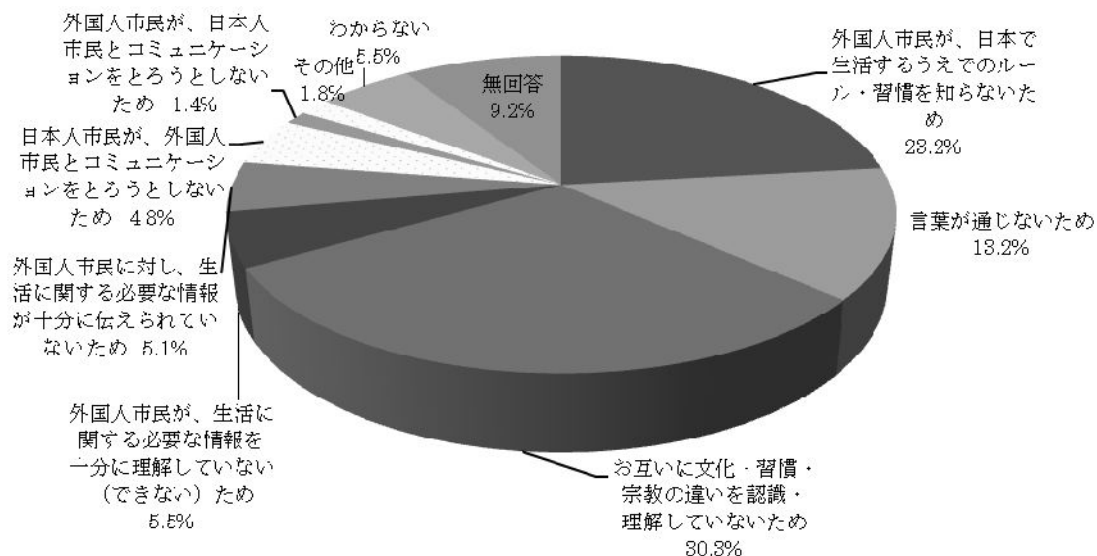
問 14 あなたは、外国人市民と地域や職場・学校などで、トラブルになったり、とまどったりした経験がありますか。（外国人市民の方は、日本人市民との経験についてお答えください。）（○は1つだけ）

N=960



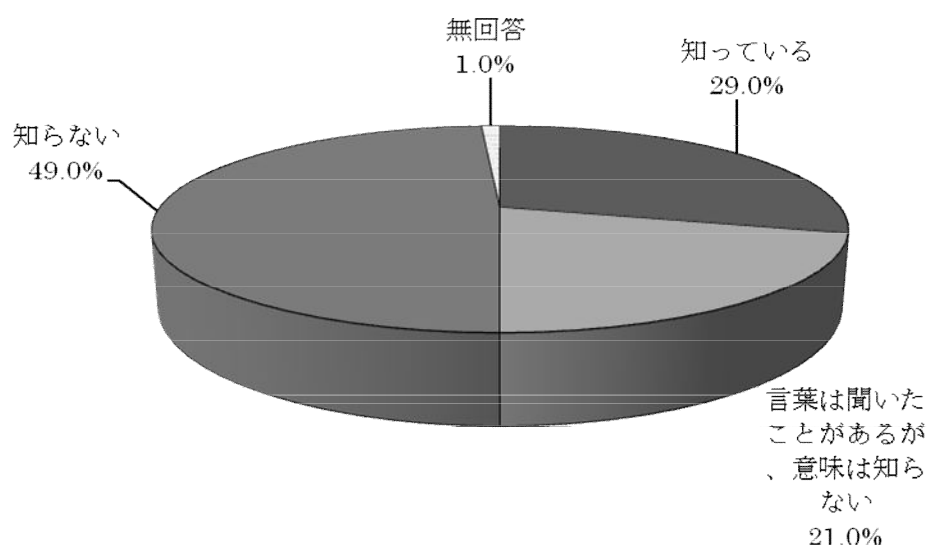
問 15 外国人市民に関連してさまざまな問題が発生したり、外国人市民が生活しにくい状況が発生したりしていると言われていていることについて、あなたはどのようなことに原因があると思いますか。（○は1つだけ）

N=960



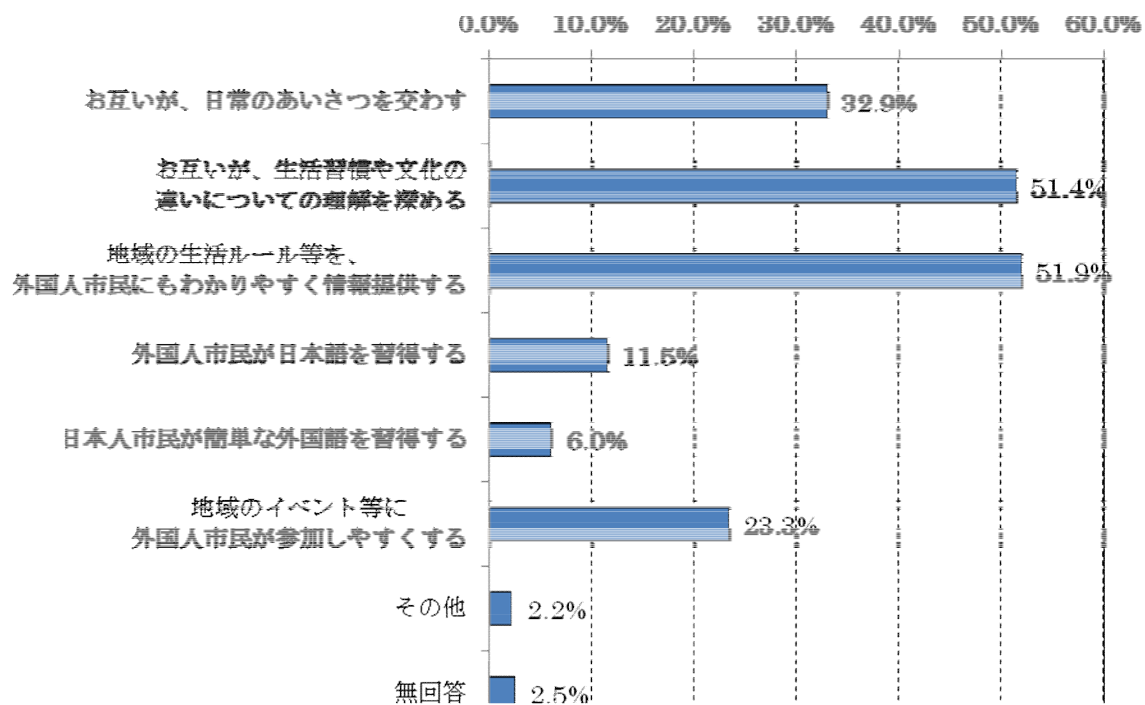
問 16 あなたは、「多文化共生」という言葉を知っていましたか。（〇は1つだけ）

N=960



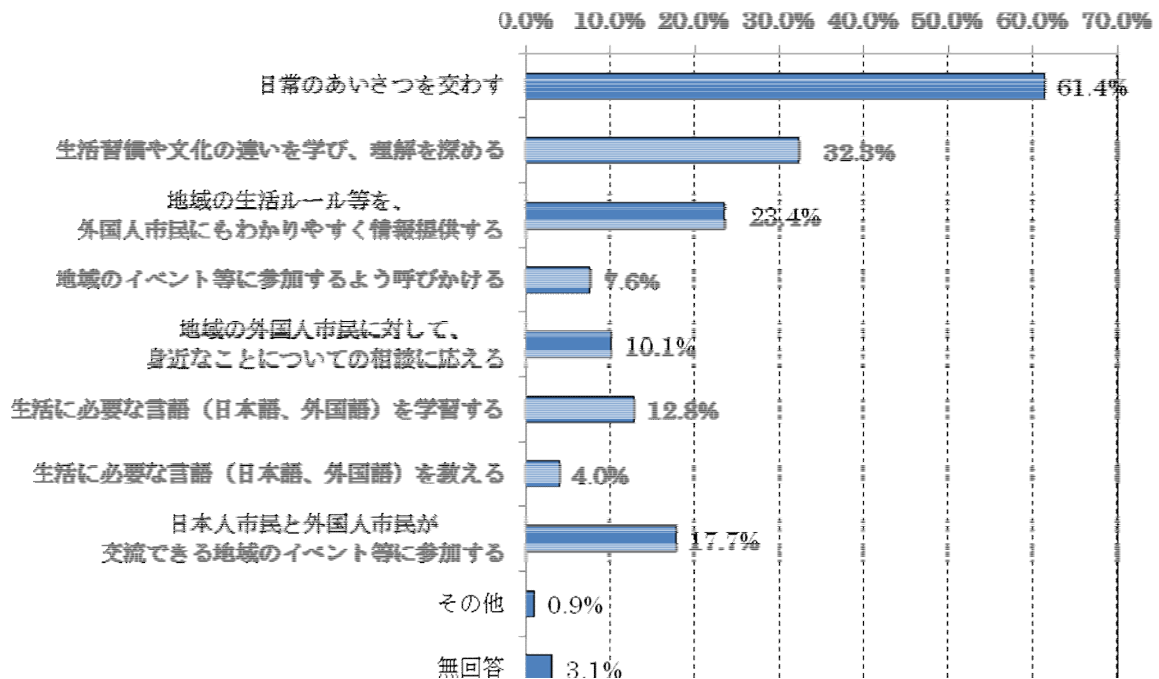
問 17 あなたは、多文化共生のまちづくりを実現するために、市民の取り組みとしてどのようなことが必要だと思いますか。（〇は2つまで）

N=960



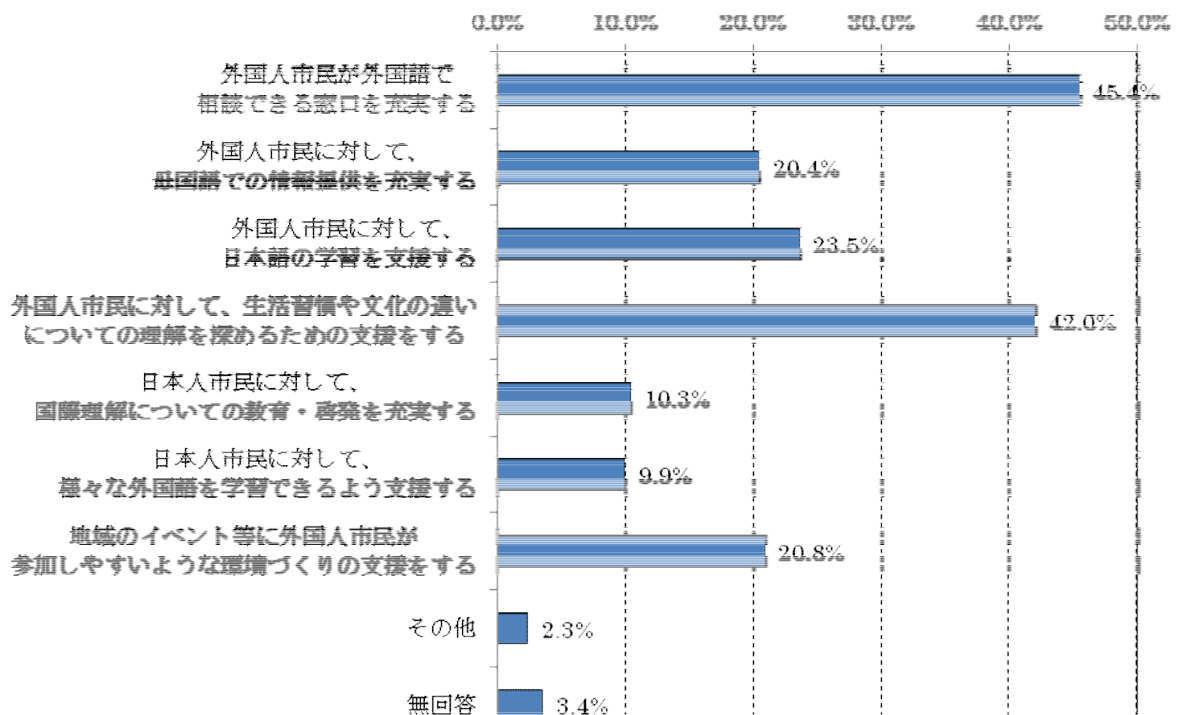
問 18 実際にあなたが行なってもよいと思われることはどれですか。（○は**2つまで**）

N=960



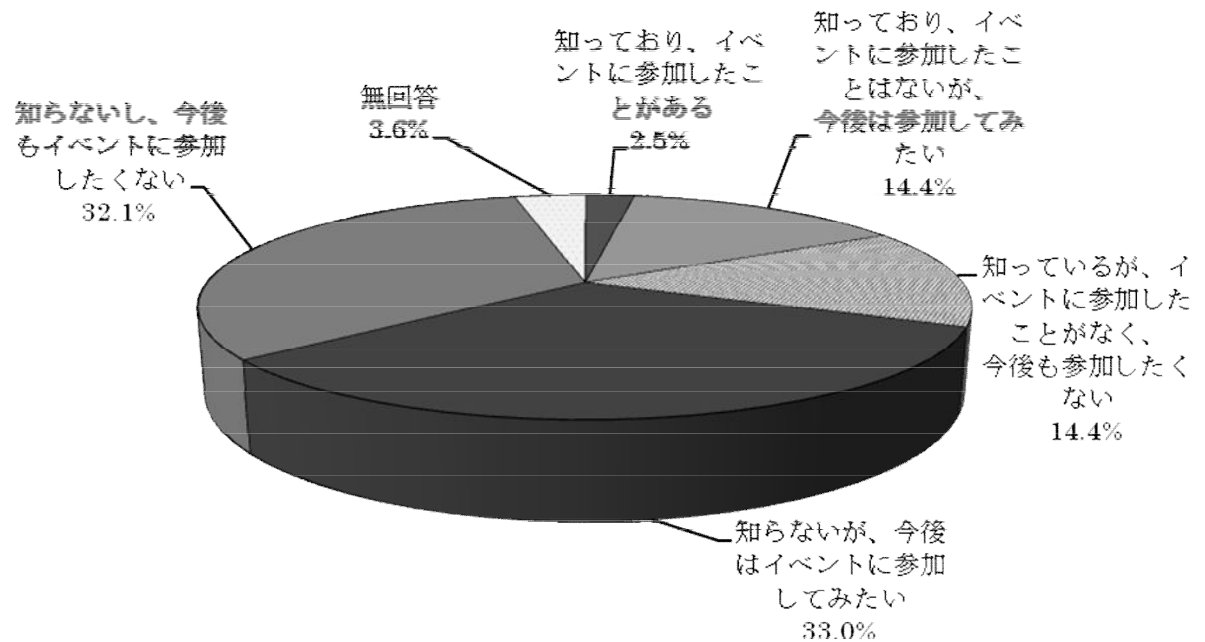
問 19 多文化共生のまちづくりを実現するために、名古屋市などの行政がどのような取り組みに力を入れるべきだと思いますか。（○は**2つまで**）

N=960



問 20 あなたは、名古屋国際センターで国際交流イベントなどが行なわれていることを知っていますか。（〇は1つだけ）

N=960



＜関係団体に対するアンケート調査概要＞

調査の概要

（１）調査の目的

市内で活動をしている多文化共生にかかわる活動を行っている４０団体を対象として、団体活動の概要や問題点・課題、今後の展開方向などを把握して、プラン策定の参考にするもの。

（２）調査対象者

（公財）愛知県国際交流協会作成「国際交流ハンドブック」及び、委員からの紹介を基に抽出した４０団体

（３）調査方法と期間

郵送法 平成 23 年 8 月 5 日（金）～17 日（水）

（４）回収率

21 団体/ 40 団体

調査結果（抜粋）

1 団体について

(1) 回答団体の法人格

NPO法人；5団体 任意団体；16団体

(2) 回答団体の主な活動

活 動	団体数
a. 日本語教育（日本語教室など）	10
b. 生活支援（医療、DV、子どもなど）	6（うち a 再掲 2 団体）
c. 国際交流（外国語教室、交流事業など）	10（うち a 再掲 1 団体、b 再掲 2 団体）
合 計	26（再掲 5 団体）

2 団体からの意見（主なもの）

(1) 貴団体が日ごろの活動を通じて感じている、多文化共生を推進する上で問題となっていることや解決すべき課題についてご記入ください。

a. 日本語教育

- ☐ 活動場所の確保。
- ☐ 受講者の通学時間や交通費などの費用。
- ☐ 学習者は質素な生活をしており、地域住民との交流会の参加経費は自己負担で参加が少ない。（講師の交通費や学習者の負担の軽減のための助成金が必要と考える。）
- ☐ 地域との交流。
- ☐ 受講者と継続した関係の構築が困難。
- ☐ 学習者のニーズに細かく応えられない。
- ☐ 学習プログラムをきちんと作ってすすめる余裕がない。
- ☐ 必要な情報が外国人に届かない。

（例：子どもが学校以外で日本語をどこで学べるか、幼児はどうするか等）

b. 生活支援

- ☐ 生活情報について、配布のみでなく、HPやメルマガなどを利用し、いつでも、どこでも使用できる環境を作ることが必要。
- ☐ ボランティア団体への運営資金等の行政からのサポートが必要。

c. 国際交流

- ☐ 公的機関の援助。
- ☐ 英語以外の文化圏の人とも交流を図り、異文化理解を進めていくべき。

(2) 貴団体がその活動において、今後特に力を入れようと計画されていること（組織のメンバーの強化、新たな活動など）がありましたら、ご記入ください。

a. 日本語教育

- 区内の町内会、学区内の諸団体との関係を築く。
- ボランティア育成事業
- 子どもを対象にした教室の開催。
- 小学校入学前の子どもを対象にしたプレスクール事業。
- 地震・事故に遭った場合の避難方法などについて知らせたい。

b. 生活支援

- 多言語翻訳業務依頼への対応。
- 多言語資材（労働・健康保険制度）の製作。
- 母語及びイラストで示した（母子保健）啓発冊子作成。
- 問診票など他言語資材の活用促進。
- H I V検査行動の推進。

c. 国際交流

- 直接会って交流すること。
- 当会の活動のP Rに努める。

(3) 前問まででご記入いただいた課題の解消や新たな活動を進める上で、あったら良いと思う名古屋市の施策があればご記入ください。

a. 日本語教室

- 区役所などでチラシを置いてもらいたい。
- 役所の会議室、関係機関の設備の利用。
- ボランティア活動にかかる経費に対する助成金交付。
- 「NIC 子ども日本語教室」について学校内での開催。
- 「NIC 日本語の会」の学習テキストの改良。
- 教員への研修（新任以外も）。
- 支援員の確保（ネイティブにこだわらず日本語教師経験者も対象者とすべき）。

b. 生活支援

- 女性に関連するガイドブック多言語版。
- 労働・健康保険制度の理解・活用の促進。
- エイズガイドライン策定、予防啓発。
- 外国人生活サポーターのネットワーク。

c. 国際交流

- 文化・音楽活動に対する幅広い紹介と援助。
- 外国文化の紹介。
- 外国人との交流機会を増やして欲しい。

(4) 現在、他団体と協働・連携されていることがらはありますか。協働・連携している団体名と事業内容をご記入ください。

a. 日本語教室

- TNN（東海日本語ネットワーク）（案内）
- ホープ・インターナショナル開発機構（東日本大震災の復興支援活動）

b. 生活支援

- 女性会館（会館主催講座を企画・共催している）
- 中区役所（中区広報の外国の料理コーナーを担当している）
- 名古屋都市センター（九番団地における取組）
- FMC（フィリピン移住者センター）
- 移住労働者と連携する全国フォーラム女性プロジェクト（DV ホットライン、意見交換・交流等）
- 各地の国際交流団体（NIC、春日井、一宮、大府、港・南、みこころセンター、コレージオジャパン）
- 愛知県保険医協会、愛知県医師会、愛知県歯科医師会、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、愛知県保険医協会、愛知県看護協会
- アジア学院（研修生に対する研修のお手伝い）

c. 国際交流

- なごや国際交流団体協議会（NP0 等団体間の交流）
- 特定非営利活動法人環境会議所

(5) 今後、どのような団体と協働・連携を進めていきたいと思われますか。あればご記入ください。

a. 日本語教室

- 区内の諸学校

b. 生活支援

- 行政の協力を得たい。
- 保健所をはじめとする行政機関との連携が必要。
- 県内で外国籍児童生徒に関わる分野で活躍している 20～30 代の方たちと、新たなネットワークを今年中に立ち上げる計画を進めている。
- 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会
- 医療機関や市街地の薬局・薬店、製薬会社
- 外国人労働者を直接的・間接的に雇用している企業

c. 国際交流

- 市高齢福祉課や国際交流課など（定期的な意見交換。フェア、まつりなど）
- 名古屋市から参加の案内、協力の要請があれば可能な限り協力する。

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するために

東海三県一市は、平成16年11月に、在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）の実現をめざした共同宣言を行い、その実現のために、住民、NPO、企業、他の自治体など多様な主体と連携・協働して、外国人住民の生活支援などの取組を進めてきた。

しかしながら、現在日本で暮らす外国人労働者及びその家族は、言語や文化の違い、受入体制の遅れなどから、労働、居住、医療、福祉、教育などの面で様々な課題を抱え、地域社会との間で軋轢・摩擦も生じている。

こうした外国人労働者を取り巻く課題解決のためには、経済団体、企業等と行政の連携、協力が必要不可欠である。

今般、東海三県一市と下記の地元経済団体は協力して、この地域の経済を支える外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章としてとりまとめた。

多くの企業が、この憲章の精神を尊重して、関係法令を遵守するとともに、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動することを期待したい。

平成20年1月21日

岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市

〔協力団体〕

社団法人中部経済連合会

岐阜県商工会議所連合会 愛知県商工会議所連合会 三重県商工会議所連合会

岐阜県商工会連合会 愛知県商工会連合会 三重県商工会連合会

社団法人岐阜県経営者協会 愛知県経営者協会 三重県経営者協会

岐阜県中小企業団体中央会 愛知県中小企業団体中央会 三重県中小企業団体中央会

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

外国人労働者は日本社会のルールを十分理解するよう努めることとし、企業は彼らの多様性にも配慮しながら、安全で働きやすい職場環境の確保をはじめとする以下の諸項目に自主的に取り組むこととする。

- 1 外国人労働者の日本社会への適応促進を図るため、彼らに対して日本語教育及び日本の文化や慣習等についての理解を深める機会を提供するよう努める。
- 2 外国人労働者及びその家族が地域の住民と共生できるよう、彼らの地域社会参画の機会の確保に努める。
- 3 外国人労働者の子どもが将来の日本社会あるいは母国社会を支える存在となることを考慮し、子どもの社会的自立を図るため、外国人労働者が保護者としての責任を果たすことができるよう努める。
- 4 外国人労働者が日本人労働者と同様、公正かつ良好な労働条件を享受できるように、彼らを雇用する場合、労働関係法令等の遵守に努める。
- 5 法令遵守の観点を取り入れながら調達先・取引先を選定するよう努める。
- 6 本憲章の理念を尊重し、社内、グループ企業及び取引先に周知するよう努める。

資料4 名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会設置規程

(設置)

第1条 「名古屋市多文化共生推進プラン」の策定について、学識経験者等から意見を聴くため、名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、以下のことについて検討を行う。

- (1) 多文化共生施策の現状、課題の把握に関すること
- (2) 多文化共生の方向性、あり方に関すること
- (3) その他名古屋市多文化共生推進プランの策定に必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、市長が委嘱する学識経験者等15名程度で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討委員会に座長及び副座長2名を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、検討委員会の会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

(招集等)

第6条 座長は、検討委員会を招集し、主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、検討委員会に外部の者を呼び、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第7条 検討委員会には、専門の事項を検討するため、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会は、委員の一部をもって構成し、委員の指名及び運営に関し必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、市長室国際交流課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会で定める。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

資料5 名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会名簿

◎；座長、○；副座長（順不同・敬称略）

氏 名	職 名
◎ こんどう 近藤 あつし 敦	名城大学法学部教授
○ てらしま 寺島 ちあき 千秋	愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室長
○ とよしま 豊島 ゆきひろ 行宏	（公財）名古屋国際センター事務局長
きのした 木下 たかお 貴雄	ワシントンホテル(株) 総務人事部
まつだ 松田 ようこ 曜子	特定非営利活動法人レスキューストックヤード事務局長
おざき 尾崎 あきと 明人	名古屋外国語大学外国語学部教授
まつもと 松本 かずこ 一子	愛知淑徳大学非常勤講師 特定非営利活動法人保見ヶ丘国際交流センター理事 特定非営利活動法人子どもの国理事
なかはぎ 中萩 え る ざ エルザ	在名古屋ブラジル総領事館ブラジル人民委員会 ディスケ・サウ ージプログラム医師
かぎや 鍵谷 さとる 智	法務省名古屋入国管理局長届出行政書士 外国人入管手続研究会前代表 複国籍P T副代表
かりうら 狩浦 まさよし 正義	共の会代表
ばーじ バージ いしはら 石原	フィリピン・マイグランツ・センター代表
ゆん 尹 てじん 大辰	特定非営利活動法人フレンド・アジア・ロード理事
どい 土井 よしひこ 佳彦	特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海代表理事
おかもと 岡本 しょうじ 昭二	港区多文化共生推進協議会会長
うすい 臼井 ひであき 秀明	中区栄東まちづくりの会副会長 栄東地域安全推進委員会会長
はまもと 浜本 としあき 寿明	みどり多文化共生ボラネット代表

資料6

名古屋市多文化共生推進プラン検討委員会の開催経過

年 月	開催・実施事項	内 容
平成 23 年 6 月 17 日 (金)	第 1 回 検討委員会	○名古屋市の多文化共生施策について ○平成 22 年度外国人市民アンケートについて ○今後の進め方
7 月 22 日 (金)	第 1 小委員会 (第 1 回) 第 3 小委員会 (第 1 回)	○多文化共生に向けての課題について ○骨子 (案) 作成に向けた論点整理について
7 月 25 日 (月)	第 2 小委員会 (第 1 回)	○多文化共生に向けての課題について ○骨子 (案) 作成に向けた論点整理について
8 月 5 日 (金) ～ 8 月 17 日 (水)	団体アンケート 調査	・調査対象 40 団体 ※国際交流ハンドブック等より抽出 ・郵送配布、回収 ・21 団体より回答
8 月 30 日 (火)	第 1 小委員会 (第 2 回) 第 2 小委員会 (第 2 回)	○名古屋市多文化共生推進プラン骨子 (案) について ○名古屋市多文化共生推進プランの構成案について
9 月 5 日 (月)	第 3 小委員会 (第 2 回)	
11 月 18 日 (金)	第 3 小委員会 (第 3 回)	○名古屋市多文化共生推進プラン素案 (案) について ○多文化共生推進プラン策定に向けての今後の流れ
11 月 21 日 (月)	第 1 小委員会 (第 3 回)	
11 月 22 日 (火)	第 2 小委員会 (第 3 回)	
12 月 2 日 (金)	第 2 回 検討委員会	○名古屋市多文化共生推進プラン素案について
平成 24 年 1 月 10 日 (火) ～ 2 月 8 日 (水)	パブリック コメント	○提出意見数 95 件
3 月 16 日 (金)	第 3 回 検討委員会	○名古屋市多文化共生推進プランについて

資料 7 用語解説

■あ行

(公財)愛知県国際交流協会	諸外国との友好親善、相互理解を目指し、この地域の国際化、県民参加の国際交流の推進を図ることを目的として、昭和59年（1984）年に設置された愛知県の外郭団体。
あんしん賃貸支援事業	民間賃貸住宅市場を活用して、住宅セーフティネット機能の向上を図ることを目的に、地方公共団体、支援団体（NPO・社会福祉法人等）、仲介事業者等と連携して、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯等の入居を受け入れることとする民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の登録や居住に関する各種サポート等を行う事業。平成23(2011)年3月31日で終了した。
医療受診サポートボランティア	外国人市民が医療機関を受診する際に、言語及び心理面でサポートするボランティア。
医療通訳	外国人市民が安心して医療等を受けられるよう、医療について、一定レベル以上の知識やスキルをもった通訳。
NPO	民間非営利団体であり、公益的な活動をしている団体のこと。

■か行

外国公館	外国政府が日本に開設する大使館（首都に開設）や総領事館等のこと。
外国人学校	外国籍の子どもが教育を受ける場所として、子どもたちの母語・母国語により授業をおこなっている学校。
外国人登録	外国人登録法に基づいて、連続90日を超えて滞在しようとする外国人が住所等に関する届出をするもの。外国人には一部例外を除いて登録の義務および外国人登録証を携帯する義務がある。 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成21（2009）年7月に成立したため、平成24（2012）年7月に新たな在留管理制度に移行し、外国人登録制度は廃止されることとなった。
外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章	資料編45～46ページ参照
キーパーソン	プランにおけるキーパーソンとは、コミュニティ間や行政との橋渡し役となるなど、多文化共生のまちづくりの鍵となる人物のこと。
国際人権規約	世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。日本は昭和54（1979）年に加入した。

■さ行

災害語学ボランティア	名古屋国際センターに登録されている、地震などの大規模な災害時に、日本語が不十分なため必要な情報を得ることが困難な外国人被災者のために通訳・翻訳活動をするボランティア。
災害時多言語情報作成ツール	自治体等による外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として（財）自治体国際化協会が作成した。6つの言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）に対応している。この中には、①災害時において避難所等で掲示による文字情報の提供が可能な「多言語表示シート作成ツール」、②携帯 Web サイトに、災害時の被害情報、生活情報、余震情報等を簡易に掲載することが可能な「携帯電話用多言語情報作成ツール」、③音声メディアを通じて、災害用の告知や被災者への注意等を行うための「多言語音声情報作成ツール」の3つのツールが用意されている。
災害ボランティア	災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や関係機関等が行う応急対策を支援するボランティア。
市政ガイダンス	市職員が通訳を伴って、外国人が集住する地域などに赴き、市政に関する説明や情報提供を実施する事業。
（財）自治体国際化協会	自治体の海外における諸活動の支援、諸外国の地方自治に関する調査研究、国内の多文化共生社会推進に向けた取り組みなど、「地域の国際化」のために幅広い役割を担っている。昭和63（1988）年7月に国の外郭団体として設立された。
児童の権利に関する条約	18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について説明し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定している。日本は平成6（1994）年に加入した。
初期日本語集中教室	小中学校に在籍している日本語を理解できない児童生徒が、日常生活で使う日本語を短期間で習得することができる教室。
人種差別撤廃条約	人種、肌の色、民族のちがいなどあらゆる差別を禁じており、差別のない国際社会を築くための実質的な措置の実現を締約国に求める国際条約である。日本は平成7（1995）年に加入した。

■た行

助け合いの仕組みづくり	地域住民が主体となり、災害時における住民相互間の「助け合い」を明確にし、名簿や個別支援計画などを作成し、実効性の確保のための訓練や取り組み維持などの諸活動を継続的に実施することにより、地域の防災力と福祉の向上を図るもの。
中期戦略ビジョン	名古屋市基本構想のもと、長期的な展望を持ちつつ新しい時代の流れに対応した市政の基本的な方向性を示す新たな総合計画として、おおむね10年先の将来を見据えつつ、平成24（2012）年度までを計画期間として策定されたもの。
DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人等からの暴力（精神的・性的・経済的暴力なども含む）を言う。
トリオフォン（3者通話）システム	区役所・保健所等で言葉の通じない外国人に対応するため、3者通話ができる電話機による通訳サービス

■な行

名古屋国際センター	地域の国際化を推進することを目的に、昭和 59(1984)年、名古屋市の公の施設として設置された。名古屋国際センターにおいては、その目的を達成するため、地域の国際化推進のための情報提供・相談事業、講座及び研修の実施、地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進、施設の供用、その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業が行われている。
(公財)名古屋国際センター	公の施設である名古屋国際センターの管理運営を行う指定管理者。公益財団法人名古屋国際センター(平成23(2011)年4月1日に財団法人から公益財団法人に移行)は、指定管理者制度が始まった平成18(2006)年4月から指定管理者となり、現在は第2期目(平成22(2010)年4月1日から平成26(2014)年3月31日までの4年間)の指定管理を行っている。
名古屋市基本構想	昭和52(1977)年12月に市議会の議決を経て定められた。市政運営の最も基本的な方針を定めたものであり、市の諸計画の上位構想としての役割を果たすもの。
名古屋新世紀計画 2010	名古屋市基本構想の理念を踏まえ、長期的な見通しのもとに総合的かつ長期的な市政運営を進めるための名古屋市の行政運営の指針として、平成12(2000)年度から平成22(2010)年度までの11年間を計画期間として策定された総合計画。
名古屋生活ガイド	外国人が日常生活の中で不便や困難を感じないよう、住居、教育、交通、各種インフォメーション窓口など、生活の様々な分野にわたり日常生活に役立つ情報を掲載したガイドブック。英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・ベトナム語の7言語で、日本語が併記されている。
名古屋大都市圏	経済、社会、文化など、広範な分野で緊密な関係を持つなど、一体的な地域としてとらえられる広域的な圏域であり、名古屋市を中心に、愛知・岐阜・三重県下にまたがるおおよそ半径40～50kmの範囲。
日本語教育相談センター	日本語指導を必要とする外国籍児童生徒の小中学校への受け入れを円滑にすすめるとともに、学校生活への早期適応を図るために名古屋市が設置している。学校教育に係る教育相談の他、学校の要請に応じて、学校が発行する保護者あて文書等の翻訳や通訳派遣などを行っている。
日本語教育適応学級担当教員	日本語指導を必要とする児童生徒が10人以上在籍する小中学校に、県より配置。
日本語指導講師	日本語指導を必要とする児童生徒が10人未満の小中学校に、市が独自に配置。
日本語通級指導教室	日常生活で使う日本語を習得できていても、授業の中で使われる言葉が分からず、学習につまづいている児童生徒が、教科学習に必要な言葉を習得することができる教室。

■は行

ファシリテーター	住民参加型のまちづくり会議やワークショップなどにおいて、議論に対して中立な立場でスムーズに調整しながら合意形成や深い議論がなされるよう調整する役割を持つ者。
母語学習協力員	日本語指導が必要な児童生徒に対して、母語を介した日本語指導の補助や適応指導等を行っている。

■ま行

メールマガジン	電子メールを利用して、発行者が読者に対して定期的にメールで情報を届けるシステム。
マッチング	ブランと言うマッチングとは、外国人市民のニーズと医療通訳等の人的資源についての提案が合っていること。

■わ行

やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。
ユニバーサルデザイン	すべての人が利用しやすいように配慮された普遍的なデザイン。さまざまな特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したデザインをしていこうとする考え方。

発 行	名古屋市市長室国際交流課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 T e l : 0 5 2 - 9 7 2 - 3 0 6 5 F a x : 0 5 2 - 9 6 2 - 7 1 3 4 Mail : a3061@shicho.city.nagoya.lg.jp
発行年月	平成24（2012）年3月